

# IMES DISCUSSION PAPER SERIES

## 通貨偽造罪の研究

さえきひとし  
佐伯仁志

Discussion Paper No. 2004-J-17

# IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

## 日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。  
<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

**備考：** 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

## 通貨偽造罪の研究

さえき ひとし  
佐伯 仁志\*

### 要 旨

通貨の出現は、通貨偽造の出現を意味する、といわれる。国家は、古くから、通貨偽造の処罰に強い関心を抱いてきた。本稿では、わが国の通貨偽造罪について、過去から現在に至る歴史と犯罪現象を概観した上で、現行法の解釈を検討し、さらに、通貨偽造罪の将来を展望するための検討を行った。

まず、古代の和銅年間から現在に至るまでのわが国における通貨偽造罪の法制面の歴史と、明治期以降の通貨偽造罪に関わる犯罪発生状況を概観している。その上で、現行刑法における通貨偽造罪の主な解釈問題について検討している。すなわち、通貨偽造罪の保護法益、客体、偽造・変造の意義、行使・行使の目的の意義等を検討するとともに、外国通貨の偽造、偽造通貨等取得、偽造通貨取得後知情行使、通貨偽造等準備についても検討を加えている。さらに、通貨偽造罪の将来を展望するための検討として、電子マネーおよび地域通貨の偽造の問題をとりあげて、検討を行っている。

キーワード：通貨、通貨偽造、通貨偽造罪、電子マネー、地域通貨

JEL classification: K14

\* 東京大学大学院法学政治学研究科教授

はじめに.....	1
. 通貨偽造罪の歴史 .....	1
1 . 古代における通貨偽造罪 .....	1
2 . 中世における通貨偽造罪 .....	2
3 . 近世における通貨偽造罪 .....	3
4 . 明治初期における通貨偽造罪 .....	5
5 . 旧刑法における通貨偽造罪 .....	8
6 . 現行刑法における通貨偽造罪 .....	11
7 . 特別法 .....	13
. 通貨偽造罪の発生状況 .....	16
. 通貨偽造罪の現在  その解釈 .....	27
1 . 保護法益 .....	27
(1) 問題の所在 .....	27
(2) 通貨発行権を法益とする見解の論拠とその検討 .....	28
(3) 国の金融政策その他の利益との関係 .....	32
2 . その他の解釈上の問題点 .....	34
(1) 通貨の意義 .....	34
(2) 「通用」の意義 - 強制通用力との関係 - .....	34
(3) 「通用」の意義 - 流通性との関係 - .....	36
(4) 偽造の意義 .....	38
イ . 偽造の程度 .....	38
ロ . 真貨の存在 .....	40
(5) 変造の意義 .....	41
(6) 行使の意義・行使の目的の意義 .....	42
(7) 行使の目的のない場合 .....	44
(8) 交付の意義 .....	45
(9) 輸入の意義 .....	45
(10) 罪数 .....	46
(11) 外国通貨偽造等の罪 .....	47
(12) 偽造通貨等取得 .....	49

(13) 偽造通貨取得後知情行使 .....	49
(14) 通貨偽造等準備 .....	51
. 通貨偽造罪の将来 .....	52
1 . 改正刑法草案 .....	52
2 . 電子マネー .....	54
(1) ICカード型電子マネー .....	55
(2) ネットワーク型電子マネー .....	57
(3) 将来の電子マネー .....	58
3 . 地域通貨 .....	59
おわりに .....	61

はじめに

通貨の出現は、通貨偽造の出現を意味する、といわれる。国家は、古くから、通貨偽造の処罰に強い関心を抱いてきた。電子マネーの出現によって、通貨が将来どのような形態に変わるかは定かでないが、何らかの形で通貨が経済取引の重要な要素であることは、おそらく将来的にも変わりがないであろう。本稿は、わが国の通貨偽造罪について、過去から現在に至る歴史と犯罪現象を概観した上で、現行法の解釈を検討し、最後に、現在注目を集めている電子マネーと地域通貨の偽造の問題について簡単な検討を加えたものである<sup>1</sup>。

## 1. 通貨偽造罪の歴史

### 1. 古代における通貨偽造罪

わが国最古の通貨とされてきた和同開珎が鑄造されたのは和銅元（708）年であるが<sup>2</sup>、翌和銅2（709）年には早くも私鑄銭に対する罰則を定めた詔が発せられている。その内容は、このごろ私鑄銭がはびこり公の銭の体系を乱しているため、今後みだりに私鑄銭を鑄る者は没官し（公奴婢に落とすこと）、密告した者にはその財産を与える、私鑄銭の利益を求めて私鑄を指示した者または実際に使用した者は、杖200と徒刑を科す、というものであった。この規定は銀錢私鑄に関する規定であるが、これに先行して、銅錢私鑄を徒3年、変造を杖100で処罰する私鑄銭条が大寶律に存在したと推測されている<sup>3</sup>。

和銅2（709）年の詔の刑罰は比較的軽いものであったが、その2年後の和銅4（711）年には、私に鑄銭する者に対する刑罰を斬刑とし、従犯者を没官、家族も流罪とする旨を定めた詔が発せられた。しかも、贗金作りについては、大寶律令で最も重い犯罪として定められていた八逆の大罪（謀叛等の罪）と同様

<sup>1</sup> 本稿は、日本銀行金融研究所が主催した「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」の議論に触発されたものである。塩野宏座長をはじめとする研究会メンバーの諸先生方、および、研究会の事務局を務められた日本銀行の翁邦雄、鮎瀬典夫、沼本奈美、長谷川明子、板谷優の各氏にお礼を申し上げたい。同研究会の成果は、『「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」報告書』（2004）（<http://www.imes.boj.or.jp/japanese/kenkyukai/ken0403.pdf>）としてまとめられている（以下単に「報告書」として引用する）。本稿は、草稿の段階で、鮎瀬、沼本氏にお読みいただき、多くの貴重なご指摘をいただいた。特に、「1. 通貨偽造罪の歴史」については、金融研究所の鎮目雅人氏にお読みいただき、多くの貴重なご指摘をいただいた。記して感謝したい。いうまでもなく、本稿中の意見はすべて筆者の個人的意見であり、文責はすべて筆者にある。

<sup>2</sup> 1999年1月に奈良県明日香村飛鳥池遺跡で和同開珎よりも古いとみられる銅銭である富本銭が大量に見つかった。しかし、富本銭をわが国最古の通貨とみるかどうかに関しては、活発な議論が行われており、例えば、富本銭の性格は、「流通銭貨として発行しようとした意図はあったとみられるものの、その発行規模などからみて、本格的な銭貨流通を担うだけの実質はもっていなかった」という見方もある（鈴木公雄『銭の考古学』194頁（吉川弘文館、2002）参照）。

<sup>3</sup> 栄原永遠男「日本古代国家の銭貨発行——富本銭から和同開珎へ——」池享編『「もの」からみる日本史 銭貨——前近代日本の貨幣と国家——』46頁以下（青木書店、2001）参照。なお、同論文は、大寶律の私鑄銭条は、富本銭に対する私鑄銭を念頭においたものであり、このことは富本銭の性格を考える上で重要であるとする（同47頁）。

に、大赦の対象から外すこととされている。贋金作りを国家に対する反逆罪と同視して極刑を科すことは、近代以前の各国の立法例にみられるところである。もっとも、このことが、当時の施政者が贋金作りを君主の通貨発行権の侵害として反逆罪と同視する思想を持っていたことを示しているのか<sup>4</sup>、それとも贋金作りに対する重罰化の必要性を施政者が強く感じていたことを示しているだけなのかは、明らかではない。

贋金作りに極刑を定める措置が採られたにもかかわらず、これによって私鑄銭が減少したという記録は伝えられておらず、天平宝字 4 (760) 年には、流通する貨幣のうちの半分は私鑄銭が占めているという状況を記した詔がみられる。極刑をもって臨んだにもかかわらず私鑄銭の横行がやまなかったことについては、偽造利益が大きいわりには摘発率が低かったことにも原因があったのではないかと、という指摘がなされている<sup>5</sup>。もっとも、贋金作りに極刑が規定されていても、実際に死刑が執行されていたのかは、記録上明らかではない。天平神護 2 (766) 年には、私鑄銭犯罪者の死刑を免じ、鑄銭司に配置して労役に服せしめたこと、神護景雲元 (767) 年には、私鑄銭者の王清麻呂ら 40 人に、鑄銭部という姓を与え、出羽の国に流したことが記録されており、これらの記録は、威嚇のために極刑が規定されていても、実際の死刑執行は何らかの理由で忌避されていたことを示しているのかもしれない<sup>6</sup>。また、これらの記録が、犯罪者の特殊技能を利用した労働が奈良時代に刑罰として用いられていたことを示しているのだとすれば<sup>7</sup>、日本の刑罰史上興味深い記録といえる。

## 2. 中世における通貨偽造罪

和同開珎の鑄造以後、約 250 年間に 12 種の銭（皇朝十二銭）が鑄造された。しかし、時代をおってその品質が低下していったため、これらの通貨は次第に通貨価値や信用を失い、政府の弱体化もあって、10 世紀末になると皇朝銭の鑄造は中止された。その後、一時わが国は実物経済に逆戻りしたが、12 世紀以降になると、再び中国から輸入した渡来銭が通貨として用いられるようになった。

このような渡来銭の流通に対して、建久 4 (1193) 年には、私鑄銭と同じであ

---

<sup>4</sup> 仁藤敦史「貨幣はなぜ発行されたか？ 古代国家と銭貨」国立歴史民俗博物館編『お金の不思議 貨幣の歴史学』216 頁(山川出版社、1998)参照。

<sup>5</sup> 中村英隆「流通用新貨幣の発行について 欧米の最近の動きを中心に」レファレンス 586 号 1 頁以下(1999)。

<sup>6</sup> 平安時代に約 200 年にわたって死刑の執行が停止されていたことは有名であるが、その理由や範囲については議論がある。

<sup>7</sup> 瀧澤武雄・西脇康編『日本史小百科 貨幣』31 頁(東京堂出版、1999)は、私鑄銭を造る銅細工らの技術は高く、彼らが世に送り出した私鑄銭には、本物の制銭と見分けのつかないほど精巧なものが多かったと推察される、とする。

るとして使用停止令が出されたが<sup>8</sup>、結局、渡来銭の流通を止めることはできなかった<sup>9</sup>。また、貨幣経済の進展に伴う貨幣需要を満たすために、渡来銭の流通と並んで、私鑄銭も盛んに製造され用いられていた。

このことは、通貨の流通が必ずしも国家の権威の裏付けを必要とはしておらず、渡来銭や私鑄銭であっても、当事者の信頼と合意さえあれば通貨として流通することを示している<sup>10</sup>。当時の通貨偽造がどのようなもので、どのように処罰されたかは明らかでないが<sup>11</sup>、渡来銭も私鑄銭も同じように通貨として流通していたのだとすれば、そこでは発行名義を偽るという意味での偽造は問題とならず、貨幣の品質だけが問題とされていたのかもしれない。15世紀末から粗悪な貨幣の受取りを忌避する撰銭が盛んになった際には、渡来銭であっても割れたり傷んだりしたものは悪銭として撰銭の対象となり、逆に私鑄銭であっても品質がよければ忌避されずに流通していたようである。幕府や諸大名が出した撰銭令も、私鑄銭の使用を禁止したのではなく、逆に私鑄銭を含めた貨幣の流通を円滑にするために、各種銭貨の通用価値や使用限度を定めて、これに反する撰銭を禁止したものであった。

### 3. 近世における通貨偽造罪

天下を統一した豊臣秀吉は、全国の鉱山を直接支配し、新たに金銀貨を発行した。これを引き継いだ徳川幕府は、全国通用の貨幣制度を制定し、貨幣発行権と貨幣様式の統一を図り、ここに金貨・銀貨・銭貨（銅銭等）の三貨制度が成立した。

幕府の貨幣偽造に対する刑罰は極刑であった。慶安4（1651）年に京都で似せ銀の者が磔、寛文9（1669）年に大阪で悪銀使いの者4人が磔、2人が斬罪とあ

<sup>8</sup> 12世紀後半の平氏政権が、宋銭流通を一応禁止していたのか、それとも公認していたのかについては、議論が分かれているようである。井原今朝男「宋銭輸入の歴史的意義——沽價法と銭貨出挙の発達——」池享編『【もの】からみる日本史 銭貨——前近代日本の貨幣と国家——』74頁以下（青木書店、2001）参照（同論文は、平氏政権が宋銭を容認しようとしたと解している）。検非違使で明法博士であった中原基廣は、右大臣藤原兼実に提出した意見書（1179年）において、私鑄銭は八虐に処せられ、宋銭は私鑄銭と同じであるから停止すべきであるのに、先日の職事御教書がこれを停止すべきでないとするのは、いわれのないことだ、と主張したそうである（同論文79頁）。

<sup>9</sup> なぜ中国の通貨が中世日本で通用したのかについては様々な説が主張されており、定説はないようである。学説の状況については、池享「前近代日本の貨幣と国家」池享編『【もの】からみる日本史 銭貨——前近代日本の貨幣と国家——』13頁以下（青木書店、2001）参照。

<sup>10</sup> 本多博之「戦国・豊臣期の貨幣通用と公権力——撰銭の発生から石高制の成立まで——」池享編『【もの】からみる日本史 銭貨——前近代日本の貨幣と国家——』116頁（青木書店、2001）は、日本国内における中国渡来銭の価値や信用は、中国や日本の国家権力が付与したのではなく、民間において成立したものであり、中国王朝によって鑄造発行されたことが銭貨の信用を高めていることは否定できないが、あくまでそれは付加的価値であって、信用の主たる要因ではない、とする。

<sup>11</sup> 瀧澤・西脇編・前掲注731頁によれば、康永2（1343）年に京都の銅細工たちが銭の私鑄を行った罪で検非違使に逮捕された記録があるという。

るのが、処罰の早い例であるとされている<sup>12</sup>。幕府の先例を集大成した御定書百箇条 67 は、「似せ金銀、<sup>こしらえ</sup> 拵 候もの 引廻之上磔」と規定している。しかも、8代将軍吉宗によって廃止されるまでは、縁座制が定められ、磔に処せられた犯人の妻および男子も斬罪に処せられることになっていた<sup>13</sup>。

通貨偽造に対して極刑が科されていることは、幕府の刑法体系において、通貨偽造が特に重視されていたことを示すように思われるかもしれない。しかし、御定書 62 は、謀書・謀判した者は、引廻之上獄門として、文書偽造罪一般に死刑を科しており、必ずしも通貨偽造だけに重罰が科されていたわけではない。もちろん、通貨偽造が重大な犯罪と認識されていたことは間違いないが（磔は獄門よりも一段重い刑罰である）、刑罰の重さは、江戸時代の刑法一般の傾向の現れでもある。よく知られているように、当時は 10 両以上の窃盗は死罪であった。

幕府の通貨には、金貨・銀貨のほかに、銭貨（銅銭等）が存在していたが、御定書には銭貨の偽造に関する規定は存在していない。利光三津夫教授によれば、寛永銭鑄造の際に、その偽造者は、「本人は申すに及ばず、五人組まで死罪を行うべし」との定めが出されたが、これはあくまで臨時の処置であって、その後の銭貨偽造に対する刑罰は追放という比較的軽いものであったようである。その理由として、利光教授は、銭貨には、名目価値と地金価値との間に大きな差がなく、偽造してもそれほどの利益が上がらなかったことを挙げておられる。おもしろいことに、匱銭は、没収されることもなく、市場において一定価値を保って使用され、亀山藩の法度によると、1 両について 4 貫文の価値づけがされて年貢収納等にも使用することができたとのことである<sup>14</sup>。

江戸時代には、貨幣と並んで、紙幣も広く使用されていた。17 世紀の初めに、伊勢山田の商人が秤量銀貨の端数の預り証として交付した山田羽書が使用されるようになったことが、日本の紙幣の始まりとされている。その後、寛文期（1661～1673 年）から、財政赤字の補填や幕府貨幣の不足の緩和などを目的として、各藩で藩札が発行されるようになった。

似せ紙幣の作成に関する直接の規定は御定書にはみられないが、似せ銀札をこしらえた者、これを似せ銀札と知りながら使用した者は、獄門に処せられた

<sup>12</sup> 安国良一「三貨制度の成立」池享編『[もの]からみる日本史 銭貨 前近代日本の貨幣と国家』150 頁以下（青木書店、2001）参照。なお、「板倉政要」の盗人の箇条に「権言似物似金銀致候者、同可及殺害候」とあって、金銀貨の偽造が詐取の一種としてみられていたらしいことは興味深い（同 150 頁参照）。その他、当時の偽金作りに関するエピソードとして、山本博文『江戸お留守居役の日記：寛永期の萩藩邸』181 頁以下（講談社、2003）参照。

<sup>13</sup> 利光三津夫『古貨幣夜話』193 頁（慶應通信、1983）には、阿波藩において偽銀を買い取った犯人が磔に処せられ、犯人の 2 歳から 9 歳の息子が斬罪となった例が紹介されている。

<sup>14</sup> 利光・前掲注 13 183 頁以下。

ようである<sup>15</sup>。すでに述べたように、御定書 62 は、謀書・謀判した者は、引廻之上獄門と規定しており、似せ紙幣の偽造は謀書として刑が科されたのであろう。

江戸時代には、各藩内の刑罰権は基本的に各藩が独自に行使しており、藩札の偽造に対しては各藩で刑罰が科された<sup>16</sup>。著名な『熊本藩御刑法草書』は、差紙および切手の偽造は磔、他所の銀札の偽造は徒刑と規定している<sup>17</sup>。また、日本銀行金融研究所貨幣博物館に所蔵されている藩札には、当該藩札の偽造を処罰する旨の記載のあるものがある<sup>18</sup>。

#### 4. 明治初期における通貨偽造罪

明治維新政府は、明治元（1868）年以来、太政官札、民部省札、大蔵省兌換証券、開拓使兌換証券などを大量に発行し、信用の不足から通貨制度の混乱を招いた。そこで、政府は、明治 4（1871）年に、新貨条例（明治 4 年太政官布告第 267 号）を制定して、通貨の単位を円・銭・厘に改め、金本位制を採用して、金貨を発行した。しかし、金の不足から、すぐに不換紙幣である明治通宝札を発行せざるを得なくなった。明治通宝札は、9 種類の額面金額で発行されたが、図柄寸法がほとんど同じであったため、偽造・変造が多発したようである<sup>19</sup>。

政府紙幣の発行と並んで、明治 5（1872）年以降、順次、全国に設立された国立銀行が、それぞれ国立銀行券を発行した。明治 10（1877）年に西南戦争が起きると、戦費調達のため、政府紙幣や国立銀行券が大量に発行され、激しいインフレーションが起こった。そこで、明治 14（1881）年に大蔵卿に就任した松方正義が緊縮財政を実施し、翌年には日本銀行が設立された。日本銀行は、不換紙幣の整理を進め、明治 18（1885）年には、最初の日本銀行券（大黒札）を発行した。明治 32（1899）年末には、政府紙幣および国立銀行券の通用が禁止され、紙幣は戦時期の例外を除き、日本銀行券に統一された。

明治政府は、当初から通貨の偽造に悩まされたようであるが、明治政府による通貨偽造の取締りは、当時の通貨制度の混乱もあって当初は比較的寛大なものであったようである<sup>20</sup>。そもそも、明治政府が発行した貨幣は、旧幕府貨幣と

<sup>15</sup> 佐々波与佐次郎『日本刑事法制史 続』554 頁（有斐閣、1972）参照。

<sup>16</sup> 伊予小松藩の記録には、藩札を偽造した疑いで松山藩に捕まった者が札作りの道具を没収され追放の刑に処せられた旨が記載されている（増川宏一『伊予小松藩会所日記』143 頁以下（集英社、2001））。

<sup>17</sup> 金銀貨の偽造については、幕府の法令にあわせて引廻之上磔としている。

<sup>18</sup> 現代においても、フランスの旧フラン紙幣のように、偽造を処罰する旨の記載のある紙幣がみられる。

<sup>19</sup> 「わが国の貨幣史」日本銀行金融研究所ホームページ（[http://www.imes.boj.or.jp/cm/htmls/history\\_22.htm](http://www.imes.boj.or.jp/cm/htmls/history_22.htm)）参照。

<sup>20</sup> 霞信彦「通貨偽造は『梟』（その一）（その二）」書齋の窓 449 号 4 頁以下、450 号 2 頁以下（1995）参

外見上ほとんど見分けがつかず、しかも品位が劣悪なものであったために、「当時の一般人は、これを贋貨とみなしていた」といわれている<sup>21</sup>。そうだとすれば、当時の政府に贋金を厳しく取り締まる資格はなかったともいえよう。

しかし、明治政府の通貨偽造への対応はすぐに厳しいものになっていく。明治2(1869)年5月28日には「贋金ヲ売買スル者ノ処分ヲ厳ニス」との行政官布告が、同7月22日には「府藩県ヲシテ贋金取引ヲ厳禁シ其員数ヲ録上セシム」との太政官布告と「贋金行使者ヲ検出セバ直ニ告訴セシム」との大蔵省布告が出された<sup>22</sup>。さらに、翌年6月18日には、偽造宝貨律(明治3年7月2日達府藩縣)が新たに制定されて、同年7月初旬までには全国に伝達された。その背景には、偽造通貨の横行による経済的混乱のほか、各国使節団による悪貨除去の強い申入れがあったようである<sup>23</sup>。

明治3(1870)年の偽造宝貨律は、貨幣贋造を国家の大禁と位置づけ、その刑罰は梟きょうを最高刑とする極めて厳しいものであった。梟とは、斬首して首を刑場内の横木の上に乗せ、3日間刑場にさらす獄門のことであり<sup>24</sup>、明治12(1879)年に廃止されるまで、祖父母・父母を殺す者、奴婢にして家長を殺す者、妻妾にして本夫を殺す者、一家3人以上を殺す者、吏・卒にして本属長官を殺す者等にのみ科される、最も重い刑罰であった。また、当時、死刑の執行は、すべて上奏し許可を得て執行することとされていたにもかかわらず、通貨偽造に関しては、当時の地方官に、死刑の処断を含む偽造犯すべての即決処置を許していた。これらの点は、明治政府がいかに通貨偽造に手を焼いていたかを示すものといえよう<sup>25</sup>。

偽造宝貨律の規定は、以下のようなものである。

- 一 凡賣貨ヲ偽造シ已ニ行使スレハ銀數ノ多寡ヲ論セス首タル者ハ梟從タル者及ヒ匠人若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ斨ニ斬其雇人雜役ニ供スル者ハ徒三年
- 一 若シ偽造已ニ成リ未タ行使セサル首タル者ハ斬從タル者及ヒ匠人ハ流

---

照。

<sup>21</sup> 利光・前掲注13 204 頁。

<sup>22</sup> 石井紫郎・水林彪校注『日本近代思想大系 7 法と秩序』344 頁以下(岩波書店、1992)の資料による。

<sup>23</sup> 利光・前掲注13 206 頁参照。

<sup>24</sup> 梟(ふくろう)が獲物を木にさらす習性があると考えられていたことから来ている。

<sup>25</sup> 利光・前掲注13 209 頁以下には、明治4(1871)年の廃藩置県まで、藩による貨幣偽造が横行したことが紹介されている。広島藩では、三原城への手入れを受けて多数の贋金を差し押さえられ、多くの藩臣が処分され、福岡黒田藩では、贋金作りが発覚して、大参事以下数名が斬首された。その他、秋田藩、会津藩などでの処分例も紹介されている。また、小泉輝三朗(礪川全次校訂)『明治黎明期の犯罪と刑罰』94 頁以下(批評社、2000)には、明治5(1872)年に、上絵職人が明治3(1870)年に民部省2分札を13枚、同4(1871)年に三井組為替証券5円札17枚を贋造・使用して、梟に処せられた事例が紹介されている。

三等雇人八徒一年半

一 若シ偽造未タ成ラサル首タル者ハ流三等從タル者及ヒ匠人八徒三年雇人八徒一年

一 若シ過ヲ悔テ自首スル者已ニ行使スルハ一等ヲ減シ行使セサレハ罪ヲ免ス

府藩縣通行ノ貨幣亦同シ

刑の重さのほかに注目されることは、偽造行使を通貨偽造罪の原則形態として、行使に至らなかった場合には、刑を減輕する規定になっていることである。また、偽造通貨をそれと知って買い受けて使用する行為は処罰されているが、知情後行使を処罰する規定がないことも注目される。

その後、明治3(1870)年10月には、初の統一刑法典としての新律綱領(明治3年布告第944号)が制定されたが、通貨偽造罪については、偽造宝貨律の規定がそのまま残された。新律綱領の制定にあたって、刑部省から、新刑法において梟の対象となる他の犯罪と比較して、通貨偽造罪にそれを科すのは重罰にすぎるとはいないか、他の死刑囚と同じく上奏し許可を得て執行するように扱われるべきではないか、との伺いが提起されたが<sup>26</sup>、政府の受け入れるところとならなかったためである。その結果、新律綱領には、将来の改正を留保して、通貨偽造罪の見出しだけが掲げられ、明治6(1873)年7月に改定律例(明治6年布告第206号)が施行されるまで、偽造宝貨律が適用されることとなった。

ようやく明治6(1873)年6月達節録206号をもって改定律例に追加された改正偽造宝貨律(249条)および偽造宝貨条例の偽造行使罪規定は、以下のようなものであり、刑が偽造宝貨律に比べて緩和された。

249條 凡寶貨ヲ偽造シ已ニ行使スル者首ハ斬從及ヒ匠人若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ懲役終身其雜役ニ供スル者ハ懲役十年未タ行使セサル者ハ各一等ヲ減ス

其偽造未タ成ラサル者首ハ懲役三年從及ヒ匠人ハ懲役二年半雜役者ハ懲役百日

若シ過ヲ悔井自首スル者已ニ行使スルハ二等ヲ減シ未タ行使セサルハ罪ヲ免ス

同罪の刑は、明治10(1877)年の改正(明治10年布告節録第25号)で、さらに、「首ハ...懲役終身從及ヒ匠人若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ...懲役十年雜役ニ供スル者ハ...懲役七年」に、それぞれ減刑された<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 石井・水林校注・前掲注22 302頁。

<sup>27</sup> この時期の適用例として、名古屋自由党の黨員が、活動資金を獲得するために行った紙幣偽造、巡查故殺、強盗教唆で明治25(1892)年5月に名古屋重罪裁判所において有罪となり、重懲役15年に処せられたことが、利光・前掲注13 214頁に紹介されている。利光教授は、自由党党首であった板垣退助も紙幣偽造に関与していたものと推測している。また、当時の有名な偽造事件としては、明治11(1878)年末から精巧な偽造2円札が出回り、当時の政商藤田伝三郎が逮捕されながら結局未解決に終わっ

この他、偽造宝貨条例は、250 条に「凡金銀貨幣ノ邊縁ヲ剪錯シテ利ヲ取り行使スル者ハ懲役三年」との規定を新設している。この規定が、当時のわが国でこのような行為が横行していたため、必要に迫られて新設されたものなのか、それともドイツ刑法（歴史的に通貨の偽造・変造と通貨を削る行為の双方を規定している）等の外国法の影響を受けた結果なのかは、不明である。

また、偽造宝貨条例は、251 条に「凡紙幣ノ字様ヲ挑剗<sup>ケツリ</sup>シ成片ヲ補<sup>ツク</sup>替<sup>ロヒ</sup>シ筆書ヲ描改<sup>カキガヘ</sup>シ眞ヲ以テ偽ヲ作り行使スル者ハ懲役五年」との規定を新設している。紙幣の変造を偽造よりも軽く処罰する規定であるが、それまで変造が処罰されていなかったのかどうかは定かでない。さらに、従来<sup>28</sup>の律では、偽造に關与した者以外の者については、買受けの処罰規定だけが設けられていたのを、258 条に「凡寶貨ヲ取受スルノ後始テ偽造ニ係ルコトヲ知り官ノ檢ヲ經スシテ行使スル者ハ不應爲重ニ問フ」という規定が設けられ、偽造通貨知情行使は、杖 70 の刑に処せられることになった<sup>28</sup>。

## 5. 旧刑法における通貨偽造罪

わが国初の近代刑法である旧刑法（明治 13 年太政官布告 36 号）は、ボアソナード（Boissonade, Gustave E.）の草案に基づいて作成され、明治 13（1880）年に布告、同 15（1882）年に施行された。

旧刑法は、その第 4 章に「信用ヲ害スル罪」を規定し、その第 1 節として「貨幣ヲ偽造スル罪」を規定している。通貨偽造罪を信用に対する罪として文書偽造罪や有価証券偽造罪と同じ章に規定したことは、当時としては進んだ立法形式であった。旧刑法の通貨偽造罪は以下のようなものである。

182 條 内國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタル者ハ無期徒刑ニ處ス<sup>29</sup>

若シ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

183 條 内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

184 條 官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ若クハ變造シテ行使シタル者ハ内外國ノ區別ニ從ヒ前二條ノ例ニ照シテ處斷ス

---

た、藤田組贋札事件がある（利光・前掲注 13 223 頁以下参照）。藤田組贋札事件から現代に至る多くの贋札事件については、佐藤清彦『贋金王』（青弓社、1997）が詳しい。

<sup>28</sup> 新律綱領の不应為規定（「凡律令ニ正條ナシト雖モ。情理ニ於テ。爲スヲ得應カラサルノ事ヲ爲ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。」）は、刑法の類推適用を認める規定として有名であるが、偽造宝貨条例の 258 条は、この規定を法定刑として指示しているわけである。

<sup>29</sup> 旧刑法における、徒刑は「島地ニ發遣シ定役ニ服ス」もので、有期徒刑は 12 年以上 15 年以下であった（17 条）。懲役は「内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス」もので、重懲役は 9 年以上 11 年以下、輕懲役は 6 年以上 8 年以下であった（22 条）。

- 185 條 内國通用ノ銅貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス  
若シ變造シテ行使シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス
- 186 條 前數條ニ記載シタル貨幣ノ偽造變造已ニ成テ未タ行使セサル者ハ各本刑ニ照シ一等ヲ減シ其ノ未タ成ラサル者ハ二等ヲ減ス  
若シ偽造ノ器械ヲ豫備シテ未タ着手セサル者ハ各三等ヲ減ス
- 187 條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇ヲ受ケタル職工ハ前數條ニ記載シタル犯人ノ受ク可キ刑ニ照ラシ各一等ヲ減ス  
若シ職工ノ補助ヲ爲シテ雜役ニ供シタル者ハ職工ノ刑ニ照ラシ一等又ハ二等ヲ減ス
- 188 條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者ハ偽造變造ノ各本刑ニ照ラシ二等ヲ減ス
- 189 條 偽造變造ノ貨幣ヲ内國ニ輸入シタル者ハ偽造變造ノ刑ニ同シ
- 190 條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ之ヲ行使シタル者ハ偽造變造シテ行使シタル者ノ刑ニ照ラシ各二等ヲ減ス  
其ノ未タ行使セサル者ハ各三等ヲ減ス
- 191 條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
- 192 條 貨幣ヲ偽造變造シ及ヒ輸入取受シタル者未タ行使セサル前ニ於テ官ニ自首シタル時ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス  
若シ職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者未タ行使セサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス
- 193 條 貨幣ヲ取受スルノ後ニ於テ偽造又ハ變造ナルコトヲ知り之ヲ行使シタル者ハ其価額ニ倍ノ罰金ニ處ス但其ノ罰金ハ二圓以下ニ降スコトヲ得ス

旧刑法の通貨偽造罪の特徴としては、以下の点を挙げることができる。

- それまでの偽造罪と同様に、偽造行使を原則形態として、偽造にとどまる場合の刑を減輕していること、
- 偽造と変造の刑を区別し、変造をかなり軽く処罰していること、
- わが国で通用する外国通貨の偽造も邦貨と比べて軽い刑ではあるが処罰していること、
- 銀行券も同じに扱われていること、
- これに対して、補助通貨である銅貨の偽造は、その他の通貨の偽造よりも軽く処罰されていること、
- 偽造通貨知情行使罪について、当時のフランス刑法にならって、行使した通貨の価額の 2 倍の罰金という、いわゆるスライド罰金刑が採用されていること、などである。

偽造行使を基本形態としたことについては、ポアソナードの作成した第 1 案では当時のフランス刑法にならって偽造自体を基本形態としていたのを、日本側で、従前の刑法において偽造行使を基本形態としてきたこと、および、偽造しても未だこれを行使する以前は実際の害をなしていないことを理由に、行使に至らない場合には罪一等を減じることを主張し、これが取り入れられたという経緯がある<sup>30</sup>。

他にも、当時の日本の立法担当者が、客観面を重視した謙抑的な考えの持ち主であったことを示すやりとりがある。例えば、偽造設備の準備を処罰するポアソナード案に対して、日本側から、処罰の必要はないのではないかと主張がなされ、ポアソナードから鑄型を作った以上は準備として処罰すべきである旨の答えがあって、日本側がこれに従っている。変造罪の刑についても、ポアソナード作成の第 1 案では、贋造が重徒刑、変造が軽徒刑であったのを、日本側から、変造は従来 3 年以下の刑であったことから、軽徒刑では重すぎるとの主張がなされ、これが入れている<sup>31</sup>。

もっとも、変造を偽造よりも軽く処罰した理由は、立法後の説明としては、偽造宝貨律以来の伝統よりも、偽造は鑄型を用いて大量に製造できるのに対して、変造は 1 枚ごとに細工が必要で危険が少ない、という点に求められている<sup>32</sup>。また、銅貨の偽造を軽く処罰した理由としては、銅貨の額面価の低廉性、行使の際の少量性、受取人に対する損害の軽微性、実際上の希少性などが挙げられている<sup>33</sup>。

現行法の通貨偽造罪の解釈について見解が分かれているのと同様に、旧刑法の「通用の」意義についても問題となった。旧刑法の起草過程においては、「通用の」貨幣とは、「内國ノ金銀貨幣又ハ内國ニ於テ當然通用ヲ爲ス外國貨幣」、すなわち、強制通用力を有する貨幣を意味する、と解されていた。強制通用力を有する外国貨幣は当時存在していなかったが、条約等によって将来認められた場合に備えて規定したものとされていたのである。これに対して、事実上流通するものは、「便宜通用スル所ノ外國ノ金銀貨幣」として区別され、その例としては、日本開港場において通用していたメキシコドルが挙げられていた<sup>34</sup>。

<sup>30</sup> 西原春夫ほか編「日本刑法草案会議筆記」西原春夫ほか編著『日本立法資料全集 33 旧刑法（明治 13 年）（3）- 』174 頁（信山社出版、1997）（以下「草案会議筆記」として引用する）参照。山火正則「現行『通貨偽造ノ罪』規定の成立過程」神奈川法学 26 巻 2・3 号 253 頁以下（1991）は、ポアソナードがフランス刑法の偽造規定に批判的であったためとするが、立法経緯にそぐわないように思われる。

<sup>31</sup> 草案会議筆記 175-176 頁。

<sup>32</sup> ポアソナード『刑法草案註釈（下巻）〔復刻版〕』7 頁（宗文館書店、1988）（以下「刑法草案註釈」として引用する）。同書は、訳者刊行年ともに不詳であるが、原文が書かれたのは 1886 年頃と推測されている（澤登俊雄「ポアソナードと明治初期の刑法理論」吉川経夫ほか編著『刑法理論史の総合的研究』7 頁注 2（日本評論社、1994））。

<sup>33</sup> 刑法草案註釈 33 頁。

<sup>34</sup> 草案会議筆記 180 頁。

しかし、最終的に、旧刑法の規定は、「内国ニ於テ通用スル」外国通貨の偽造を処罰する規定だけとなったため、解釈上の疑義が残り、旧刑法施行後の学説は、強制通用力を有することを意味すると解する見解と、事実上の流通を意味すると解する見解に分かれることになったのである<sup>35</sup>。

また、金銀貨の変造について、削ったり半分に分けて中へ餡を入れて両目を盗んだりすることのほか、銅貨に色を塗って金貨にみせることも変造とされていることは<sup>36</sup>、現行法においても、変造の概念として争われていることから注目される。

偽造通貨知情後行使罪の規定は、現行法にほぼそのまま引き継がれたものであるが（上限が3倍に引き上げられた）、スライド罰金制という刑法典中唯一の特異な刑罰形式を採用している（そのほかには、税法や外為法などにみられる）。その立法過程において、日本側委員は、ポアソナードの原案に賛成して、民間の実際において、贋造変造であることを知っても、自分の誤って受け取った損失を避けるためにこれを使用する者が往々にしてあり、その情状は別に悪意があるわけではないので、罰金を科すのでよいであろう、と述べている。これに答えて、ポアソナードは、「然リ『ホアソナート』モ少年ノ時『コセ』（市場ノ如キ所ヲ云フカ原語而已ニテ其意味ノ解明ナシ）ヨリ誤テ贋造ノ貨幣ヲ受取り又再ヒ『コセ』ヘ持行〔キ〕使用シタルコトアリ故ニ之レハ罰金ヲ科スル而已ニテ相當ナリトス」と自分の体験を持ちだして同意している。日本側委員も、「人力挽ノ如キ些少ノ金錢ヲ得ル者ハ假令其贋造ノ貨幣ナルヲ知ルト雖モ之ヲ使用セサレハ米代ニモ差支ユル爲メニ已ムヲ得ス使用スル者ナキニシモアラサルヘシ」と応じている。現行法に引き継がれて刑が軽すぎるという批判を受けている規定の立法過程として、この規定が少額の偽造通貨の知情行使が念頭に置かれていることがわかり、興味深い。なお、スライドの程度については、ポアソナードは、フランス刑法では3倍以上6倍以下であるが、2倍くらいで相当である、と述べている<sup>37</sup>。

## 6. 現行刑法における通貨偽造罪

旧刑法の施行後まもなく刑法改正の作業が開始され、数次の草案を経て、明治40（1907）年に現行刑法が制定された。現行刑法の通貨偽造罪の規定は、以下のとおりである（刑法一部改正によって口語化されたものを挙げる）<sup>38</sup>。条文数がかなり少なくなり法定刑が包括的なものに改められているが、これは、旧

<sup>35</sup> 学説の状況については、山火・前掲注30 263頁以下参照。

<sup>36</sup> 草案会議筆記 173頁。

<sup>37</sup> 草案会議筆記 182頁。

<sup>38</sup> 現行刑法の制定過程については、山火正則教授の詳細な研究があり（山火・前掲注30）、本稿の記載は主に山火教授の研究による。

刑法に比較した現行刑法一般の特徴であって、通貨偽造罪に限ったものではない。行為の法益侵害性よりも行為者の危険性を重視した新派刑法学の影響が大きかったことや、自由主義的な考えに基づいて裁判官の裁量をできるだけ狭めようとした旧刑法に対して、裁判官に広い裁量を与えることを問題視しない国家主義的な思想が強かったこと、などがその背景としてある。

#### 第16章 通貨偽造の罪

148条（通貨偽造及び行使等） 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

149条（外国通貨偽造及び行使等） 行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

150条（偽造通貨等取得） 行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得した者は、三年以下の懲役に処する。

151条（未遂罪） 前三条の未遂は、罰する。

152条（取得後知情行使等） 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知って、これを行行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰金又は科料に処する。ただし、二千元以下にすることはできない。

153条（通貨偽造等準備） 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

旧刑法と比べた主な変更点は、次のようなものである。

行使目的による偽造・変造が通貨偽造罪の原則形態となった。

交付罪、取得罪が設けられた。

偽造・変造が同じ刑になった。

銅貨偽造の刑も他の通貨偽造と同じになった。

外国通貨が「内国に於いて通用する」から「内国（日本国内）に流通する」になった。

外国通貨が、金貨・銀貨に限られていたのを、その他の貨幣、紙幣、銀行券も含められた。

特別共犯規定が削除された。

自首特別規定が削除された。

全体としては、旧刑法よりも刑罰が強化されている。現行刑法の制定過程をみると、すでに、明治 28 年案において「行使ノ目的ヲ以テ」「偽造又ハ變造」した行為を処罰することとする規定が置かれ、そのまま以後の草案に引き継がれている。その理由は、通貨偽造の危険は重大であるので、犯人自身はこれを行行しない場合であっても、情を知らない者によって社会に出現するおそれがある、というものであったようである。もともとボアソナードの第 1 案がそのようなものであり、当時の各国の立法例もすべて偽造・変造を基本犯としていたことも参考とされたのであろう。

偽造・変造の刑を同一のものとしたのも明治 28 年案からであるが、その理由としては、両者を画然と区別することが困難であることが挙げられている。変造を偽造よりも危険が少ないとする説明に対して学説上疑問が投げかけられていたことも、影響を与えたのであろう。

貨幣の種別による区別を止めた理由としては、金銀銅以外の素材を使用した貨幣が将来出現する可能性を考慮したことが挙げられているが、裁判官の裁量を広げた刑法の主観主義化の現れの 1 つとみることもできるであろう<sup>39</sup>。

以上のような現行の通貨偽造罪の立法史からは、明治 28 年案が画期をなしていることがわかる。同年には、通貨及証券模造取締法（明治 28 年法律第 28 号）も制定されており、通貨偽造罪の歴史にとっては重要な年である。この年は、前年に始まった日清戦争が終結した年であり、戦争前から貨幣制度の改革を計画していた日本は、戦勝賠償金を基金として金貨を発行し、銀本位制から金本位制に移行していく。その意味で、経済的にも変換期にあったといえよう。

## 7. 特別法

以上、通貨偽造罪の歴史をみてきたが、通貨偽造に関連する刑罰規定は、刑法だけでなく、特別法にもみられる。

まず、明治政府は、通貨発行権の政府独占を図り、明治 9（1876）年の改正国立銀行条例（明治 9 年布告節録第 106 号）において、国または国が認めた者以外の者が紙幣類似のものを製造・発行することを禁じた。その後、国立銀行条例が失効したことにより、全国各地で紙幣類似の証券が発行されるようになったため、明治 39（1906）年に、紙幣類似証券取締法（明治 39 年法律第 51 号）が制定された<sup>40</sup>。同法は、紙幣類似証券の発行を直ちに処罰するのではなく、主務大臣（財務大臣）に「一様ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券ニシテ紙幣類似ノ作用ヲ為スモノト認ムルトキハ」その発行および流通を禁止することができる権限を与え（1 条 1 項）、その禁止の違

<sup>39</sup> 山火・前掲注 30 254 頁以下参照。

<sup>40</sup> 報告書 78 頁以下、岩原紳作『電子決済と法』566 頁（有斐閣、2003）参照。

反に対して1年以下の重禁錮または千円以下の罰金を科すこととしている(3条1項)<sup>41</sup>。

明治20(1887)年には、漉入紙製造取締規則(明治20年勅令第36号)が制定された。当時は、紙幣および公債証券の偽造が頻発し、しかも、偽造技術が進歩して真贋の区別がつきにくくなっていた。そこで、印刷局が凸文字を紙幣等にすき入れる技術を発明して、これを紙幣に用いることとし、その技術を偽造に利用されないように、許可なく漉入紙を製造することを禁止・処罰することとしたものである。元老院での審議では、当時、すき入れの技術は、わが国はもちろん西洋においても発明されていないものであると説明されている<sup>42</sup>。同規則は、昭和22(1947)年のすき入紙製造取締法(明治22年法律第149号)に引き継がれている。同法の現在における規定は、以下のようなものである。

黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証券、収入印紙その他政府の発行する証券にすき入れてある文字若しくは画紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府、独立行政法人国立印刷局又は政府の許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない。

(略)

第一項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

続いて、明治28(1895)年には、通貨及証券模造取締法が制定された。同年は、前年に始まった日清戦争が終結した年である。議会の審議においては、模造紙幣を山間僻地で行使する者が多くなっていること、および模造紙幣を朝鮮国において行使する者が多くあることが立法理由として述べられている<sup>43</sup>。同法の主な規定は、以下のようなものである。

1条 貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス

2条 前条ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

この法律は、通貨偽造罪と異なり、行使の目的を条文上要求していない点に大きな特色があり、この点については解釈論の箇所( . 2 . ( 7 ))で触れることにしたい。

<sup>41</sup> 現在では、刑法施行法(明治41年法律第29号)19条および2条により、重禁錮は有期懲役に変更され、罰金等臨時措置法(昭和23年法律第251号)2条1項により、罰金の額は2万円以下とされている。

<sup>42</sup> 日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編第13巻』220頁以下(松方大蔵大臣の元老院における説明)(大蔵省印刷局、1959)。

<sup>43</sup> 大日本帝國議會誌刊行會編『大日本帝國議會誌第3巻』824、883頁(大日本帝國議會誌刊行會、1927)。

明治 38 (1905) 年には、外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律 (明治 38 年法律第 66 号) が制定された。この法律に先行して、明治 35 年勅令第 256 号 (「韓国通用白銅貨ノ変造偽造取締ニ関スル件」)、明治 36 年勅令 73 号 (「外国通用貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造変造取締ニ関スル件」)、明治 37 年勅令第 177 号 (「外国ニ於ノミ流通スル硬貨紙幣銀行券帝国官府発行ノ証券ノ偽造変造ニ関スル件」) が制定されている。当時わが国は、日清戦争後数年を経て、その勢力が朝鮮や満州に及ぶようになり、これらの地域における外貨の偽造を取り締まる必要に迫られていたのである。明治 36 年勅令第 73 号までの刑罰は 1 年以下の重禁錮または 200 円以下の罰金と比較的軽かったが、偽造が多発し犯罪による利得に比して刑が軽すぎるという認識が強まり、また、明治 37 (1904) 年 2 月以降朝鮮に軍隊が駐留して軍事手形をも用いるようになり、その偽造等を取り締まる必要が生じたため、明治 37 (1904) 年の緊急勅令が、刑罰を重懲役に引き上げ、取締対象を帝国官府発行の証券に広げた。この緊急勅令を基本的に引き継いで制定されたのが明治 38 (1905) 年の法律である<sup>44</sup>。

このような立法事情を反映して、この法律に対しては、現在は不合理なものであるとする評価がある<sup>45</sup>。他方で、「世界各国の比較立法例並通貨等の偽造防遏に関する国際条約が締結せられた趨勢からすれば、通貨等の偽造に対する法益は単に自国のみ都合に左右せられることなく世界共通の目的から他国の貨幣等の発行権を尊重し、自国の通貨等と同様他国の通貨等の信用をも保護し以つて国際信義並に国際間の経済信用の確保に寄与せねばならないことが段々と意識せられ...その当初意図していた法目的は全く喪失したけれども...修正せられた法目的の範囲内に於てのみ法律としての価値が与えられたものと謂うことができ(る)」とする評価もある<sup>46</sup>。

なお、この法律の法定刑は、重懲役 (9 年以上 11 年以下) または軽懲役 (6 年以上 8 年以下) と、旧刑法時代の法定刑がそのまま残ってしまっているため、刑法 149 条 (外国通貨偽造及び行使等) の下限である 2 年とも、同法 148 条 (通貨偽造及び行使等) の下限である 3 年とも均衡を失する不合理なものとなっている<sup>47</sup>。そのため、この点が憲法に違反しないかが争われたことがあるが、最高

<sup>44</sup> 以上の立法経緯は、最判昭和 30 年 7 月 7 日刑集 9 巻 9 号 1816 頁の第 1 審大阪地判昭和 28 年 9 月 30 日 (同 1834 頁以下、特に 1836 頁以下) による。

<sup>45</sup> 町野朔『犯罪各論の現在』342 頁 (有斐閣、1996)。

<sup>46</sup> 前掲注 44 大阪地判昭和 28 年 9 月 30 日刑集 9 巻 9 号 1840 頁。

<sup>47</sup> 刑法制定のための第 23 回衆議院特別委員会において、花井卓蔵議員は同法をなぜ刑法に入れなのかという質問をした上で、その理由を、「戦時機宜清韓關係ノ法律テアルト云フ」こと、および、刑罰の点で「餘ニ立法力亂暴テアル」ため「法典トシテ入ルルニ忍ビヌ」ということにある、と推測している。花井に言わせれば、同法は、花井の起草によるものであり、彼の案では、刑法と調和のとれた極めて軽い刑を規定していたにもかかわらず、議会で現行の「あまりに乱暴な」刑罰に修正されてしまったのである

裁は、酌量減刑をすれば不均衡は生じないので、そのままでも違憲ではないとしている<sup>48</sup>。

最後に、通貨に関する特別法として、貨幣損傷等取締法（昭和 22 年法律第 148 号）がある。同法は、貨幣の損傷・鋳つぶしまたはこれらの目的での貨幣の収集を 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金で処罰している。損傷が処罰されるのは貨幣だけであり、紙幣の損傷は処罰されていない。金銀貨の時代や、物資の乏しかった時代においてはともかく、現在、貨幣の損傷だけを処罰する理由があるかについては、疑問の余地があるように思われる。

### ・通貨偽造罪の発生状況

以上、法制面で通貨偽造罪の歴史をみてきたが、以下では、通貨偽造罪の現象面について、その発生状況およびこれに対する刑事司法制度の対応状況を見ることにしたい。

まず表 1 は、警察庁『昭和 42 年の犯罪』の特集「犯罪統計からみた明治百年」に掲載された通貨偽造の罪の検挙人員を関連事項とともに表にしたものであり、グラフ 1 は、検挙人員をグラフ化したものである（ただし、時代によって犯罪類型が異なるので厳密な比較とはいえない）。

表 1 戦前の通貨偽造の罪の検挙人員

年	検挙人員	金融関係史	刑事法
1876	88	金禄公債交付	
1877	101	西南戦争	
1878	159		
1879	67		
1880	94		
1881	139	松方デフレ	
1882	131	日本銀行設立	旧刑法施行
1883	951		
1884	938	大凶作	
1885	763	最初の日本銀行券発行	
1886	612		

（高橋治俊・小谷二郎編・松尾浩也増補解題『増補刑法沿革綜覧 日本立法資料全集別巻 2』1951 頁以下（信山社出版、増補復刻版、1990）参照）。

<sup>48</sup> 前掲注44最判昭和 30 年 7 月 7 日刑集 9 巻 9 号 1816 頁。

1887	616		
1888	392		
1889	463		
1890	599	明治 23 年恐慌	
1891	662		
1892	654		
1893	717		
1894	666	日清戦争 ~ 1895	
1895	543		通貨及証券模造取締法施行
1896	298		
1897	348	貨幣法	
1898	256		
1899	349	日本銀行券に統一(注)	
1900	257		
1901	234		
1902	356		
1903	468		
1904	647	日露戦争 ~ 1905	
1905	567		外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律施行
1906	347		紙幣類似証券取締法施行
1907	249		
1908	208		刑法施行
1909	265		
1910	226		
1911	208		
1912	156		
1913	151		
1914	192	第 1 次世界大戦勃発	
1915	216		
1916	206		
1917	147		
1918	124	第 1 次世界大戦終了	
1919	65		
1920	52		

1921	32	
1922	63	
1923	69	
1924	104	
1925	94	
1926	79	
1927	107	金融恐慌

(注) 国立銀行紙幣および政府紙幣の通用期間滿了。

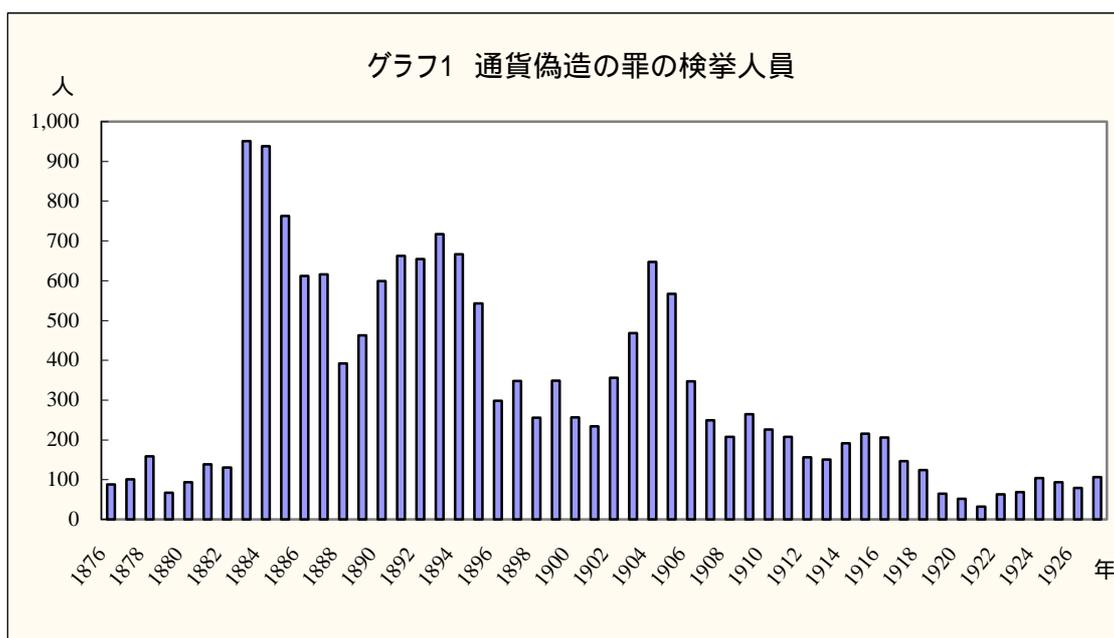


表1とグラフ1をみると、通貨偽造の罪の検挙人員数には、おおよそ3つの波があることがわかる。第1の波は、日本銀行設立の翌年(1883年)をピークとして1887年まで続くものである。第2の波は、明治23年恐慌の頃から日清戦争終結の年まで(1890~1895年)である。そして、第3の波は、日露戦争の前年から終結の年まで(1903~1905年)である。このことは、社会経済の変動期に通貨偽造罪が増えることを示しているのかもしれない。しかし、検挙人員は、警察の取締活動に左右されるものなので、例えば、日本銀行設立の翌年に検挙人員数が急増して過去最高を記録したことが、実際に通貨偽造の件数が増加したためなのか、警察の取締活動が強化されたためなのかは、はっきりしない<sup>49</sup>。

<sup>49</sup> 「犯罪統計から見た明治百年」に掲載されているのは1927年までである。その後の検挙人員は、警察庁の犯罪統計書によると、1940年26人、41年29人、42年19人、43年8人、44年5人となっている。1928年から1939年について検挙人員の記載がない。以上については、佐藤弘規法務省刑事局付

次に、表 2 は、戦後の通貨偽造の罪の検挙人員数を、警察庁の犯罪統計（『犯罪統計書』、昭和 39 年からは『年の犯罪』）によって、表にしたものである。戦後すぐの時期を除いて戦前をかなり下回っていることがわかる。

表 2 戦後の通貨偽造の罪の検挙人員

年	検挙人員	年	検挙人員	年	検挙人員	年	検挙人員
1945	31	1960	22	1975	10	1990	2
1946	493	1961	25	1976	17	1991	3
1947	53	1962	32	1977	10	1992	4
1948	49	1963	22	1978	8	1993	9
1949	42	1964	16	1979	12	1994	4
1950	52	1965	6	1980	11	1995	9
1951	41	1966	20	1981	7	1996	4
1952	25	1967	19	1982	28	1997	32
1953	37	1968	15	1983	9	1998	23
1954	89	1969	17	1984	12	1999	31
1955	105	1970	13	1985	14	2000	45
1956	28	1971	14	1986	13	2001	53
1957	15	1972	12	1987	18	2002	91
1958	23	1973	11	1988	5		
1959	10	1974	17	1989	3		

検挙人員は検挙率等に左右されるため、犯罪動向は、警察の認知件数でみるのがより一般的である。表 3 とグラフ 2 は、戦後の通貨偽造の罪の認知件数である（警察庁の犯罪統計による）。

---

検事に教示を受けた。

表3 戦後の通貨偽造の罪の認知件数

年	認知件数	年	認知件数	年	認知件数	年	認知件数
1945	84	1960	18	1975	131	1990	202
1946	894	1961	24	1976	129	1991	55
1947	147	1962	35	1977	33	1992	122
1948	133	1963	31	1978	72	1993	161
1949	68	1964	15	1979	74	1994	190
1950	74	1965	44	1980	94	1995	116
1951	20	1966	109	1981	100	1996	141
1952	24	1967	56	1982	107	1997	165
1953	20	1968	40	1983	57	1998	373
1954	80	1969	45	1984	110	1999	467
1955	80	1970	131	1985	99	2000	1498
1956	23	1971	69	1986	170	2001	1645
1957	30	1972	89	1987	64	2002	4783
1958	28	1973	69	1988	22		
1959	30	1974	101	1989	58		

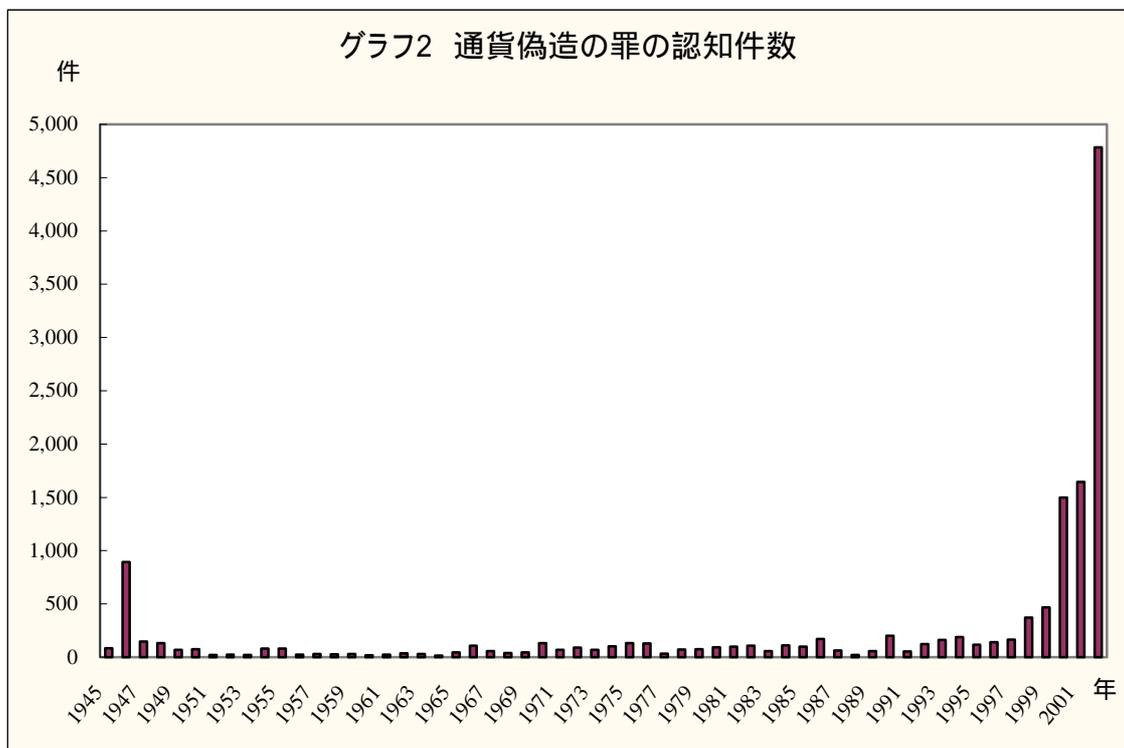


表 3 とグラフ 2 をみると、戦後すぐに高い認知件数を示した後は、おおむね低い水準で推移してきたが、1960 年代の後半から 100 の台に乗るようになり、1990 年代の後半から急増し、特に 2002 年の増加は著しいことがわかる。その原因は、パソコン等の普及によって紙幣の偽造が容易になったことにある。明治初期の粗悪な通貨が偽造の横行を招いたことはすでに述べたが、通貨偽造の歴史は、偽造技術と防止技術のせめぎあいの歴史ということもできるであろう。その後のわが国における紙幣の印刷技術の進歩に伴って、偽札づくりは、原価が高く危険を伴う、コストパフォーマンスの悪い犯罪といわれるようになった<sup>50</sup>。戦後の混乱期を除いておおむね認知件数が低い水準にあったのは、そのためであろう。このような状況が変わったのは、カラーコピー機が普及し、カラーコピー機を利用した銀行券の偽造が多発してからである。その後、偽造防止対策が施されたカラーコピー機が普及したことによって偽造銀行券の発見枚数は一時減少したが、パソコン、カラスキャナ、カラープリンターなどの普及、高性能化によって、これらの機器を利用した銀行券の偽造が多くなり、これが近時の認知件数の急増につながっている。

表 4 は、警察庁のホームページ (<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>) に掲載されている偽造通貨の発見枚数(届出等により警察が押収した枚数)の表である。ここでも 1999 年以降偽造 1 万円券の発見が急増していることがわかる。また、2001 年以降の偽造千円券の増加は、主に両替機、飲料の自動販売機等を対象に行使された特異な偽造千円券行使事件の発生による、とのことである。なお、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp/money/money.html>) には、最近の偽札の例が紹介されている。他方、5 百円貨に関しては、1999 年以降、偽造が増加したほか、材質・形状が類似する韓国 5 百ウォン貨等の外国貨幣を変造したものをを用いた自動販売機荒らしが急増した<sup>51</sup>。これらの偽造・変造の急増に対処するため、5 百円貨の改鋳が行われ、2000 年 8 月から新 5 百円貨が発行された。

<sup>50</sup> ある試算によると、磁気インクを使用した 10 色刷(本物は 15 色刷)の精巧な 1 万円偽札を作るためには、原版の制作に直接かかる費用が通常印刷の 3~4 倍、90~120 万円程度と想定され、さらに、複雑な模様をついた精巧な原版を完成するためには、かなりの失敗を繰り返しているはずであるから、実際には数百万円以上かかっているとみられる。これに専門の職人に対して支払う人件費や印刷機購入のためにかかる設備費用などの諸費用を加えれば軽く数千万円はかかると考えられ、逮捕されるリスクを踏まえると、とても採算の合う仕事とはいえないことになる(門倉貴史『日本「地下経済」白書』166 頁以下(祥伝社、2002))。

<sup>51</sup> 日本銀行『平成 12 年度業務概況書』(日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/about/01/act01.htm>)参照)。

表4 偽造通貨の発見枚数(1998～2003年)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
1万円券	752	2,346	2,394	3,207	6,815	6,138
5千円券	8	1,051	1,671	1,274	754	1,097
2千円券	-	-	2	4	5	99
千円券	47	25	190	3,128	12,637	9,576
合計	807	3,422	4,257	7,613	20,211	16,910
5百円貨幣	358	7,336	4,747	3,232	2,092	2,625

これ以前の偽造通貨の発見枚数の統計は、残念ながら、次の『警察白書昭和48年版』のものしか発見することができなかった<sup>52</sup>。

表5 偽造通貨の発見枚数(1968～1972年)

	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
1万円券	249	3	15	61	51
5千円券	0	3	0	2	0
2千円券	-	-	-	-	-
千円券	17	20	264	75	4
5百円券	2	2	3	1	1
百円券	9	3	7	1	0
合計	277	31	289	140	56
硬貨合計	432	340	241	261	653

次に、通貨偽造に関連する特別法犯の動向をみておこう。なお、紙幣類似証券取締法違反の罪の送致件数は戦後ゼロであり、主務大臣による発行・流通の禁止自体が1度も出されたことがないのである。

表6は、過去40年間の、外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律(外貨偽造法)、通貨及証券模造取締法(通貨模造法)、貨幣損傷等取締法(貨幣損傷法)の犯罪に関する警察の送致件数を表にしたものである(警察庁の統計による)。

<sup>52</sup> 警察庁編『警察白書昭和48年版』103頁(大蔵省印刷局、1973)。なお、同編『警察白書昭和58年版』28頁(大蔵省印刷局、1983)に、科学警察研究所に偽造の疑いがあるとして報告のあった日本銀行券について、15年間の偽造方法別件数を調べた表が掲載されている。

表 6 特別法犯の送致件数

年	外貨 偽造法	通貨 模造法	貨幣 損傷法	年	外貨 偽造法	通貨 模造法	貨幣 損傷法
1964	1	9	1	1983	1	3	13
1965	1	7	3	1984		2	3
1966		3	3	1985		1	17
1967		9	2	1986		2	6
1968		11	3	1987		4	
1969		2	49	1988		3	
1970		4	267	1989			
1971		5	182	1990		3	
1972		3	105	1991			
1973		13	29	1992			
1974		8	39	1993	18		
1975		13	367	1994			
1976		4	16	1995			
1977		11	3	1996		1	
1978		14	4	1997	1		
1979		10	81	1998			
1980		17	6	1999	1		
1981		13	7	2000	1		
1982				2001		2	

これをみると、過去 40 年間に、外貨偽造法による送致は 1993 年を除いてあまりみられないこと、通貨模造法は、10 件前後の送致が続いていたが、1980 年代に入ると年数件になり、1990 年代に入るとほとんどみられないこと、貨幣損傷法は 1970 年代にある程度の送致がなされていたが、1980 年代後半からはほとんどみられないこと、などがわかる。通貨模造法による送致が少なくなったことは、この種の事犯が少なくなったからかもしれないが、偽造概念が拡張されることによって以前は通貨模造として扱われていた事例が通貨偽造として扱われるようになった可能性もあり得る（ 2 .( 4 ) イ . 参照 ）。

次頁の表 7 は、検察統計年報によって、通貨偽造に関連する罪の起訴人員および起訴猶予人員を表したものである（表中の「猶予」は起訴猶予を表す）。警察の統計よりも細かな分類で動向を知ることができるが、あくまで検察官によって犯罪が成立すると認定された者の数であって、実際の発生件数とは異なることに注意が必要である。これをみると、外国通貨の偽造が主に戦後の一時期の現象であったことがわかる。また、すき入紙製造取締法違反の起訴例が少数ながらあることも興味深い。

表7 通貨偽造に関連する罪の起訴人員および起訴猶予人員

年	通貨偽造		偽造通貨行使		外国通貨偽造		偽造外貨行使		偽造通貨取得		取得後知行使		通貨偽造準備		外貨偽造法		通貨模造法		貨幣損傷法		すき入紙取締法	
	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予	起訴	猶予
1951	26		3	2	8		10		1		3		2		6	3		3				
1952	1		3	1	10		8	1			2				11	1		3				
1953	7		3		17		2	4		3	2				4	5						
1954	7	2	7	3	11		13	5	5		2	1			2		1	2				
1955	1	1	9	5	21	1	23	23	2	4								9				
1956	8		2				1	2	2		5				9	5	4	15				
1957	6	1								2			1					7				
1958	12	1	1					2			3						9	3			1	1
1959	2										1	3					1	8		1		
1960	9	1		2					1	2	1	2					4	8				
1961	6	3	1	2				1			2	1	1	1			9	19		1		
1962	9	4	3	3							2	1					2	2	1			
1963	6	3	2								1	1					1	3	2	3		4
1964	2	3		2							2	1					5	9	1	2	2	
1965											1						10	13		1		
1966	1		1	1				1			1	6	1				1	23	1	1		
1967	3				1												3	6				
1968	6							2					1				2	5	3			
1969			1	1	1					1		1					1	18	8	1		
1970	4	1		1								1	1					5	30	7		
1971	4	1									1	3					3	4	15	2		
1972	2	1	2	2							2		1				3	5	4	1		
1973			2	1								1					1	14	1	6		
1974	1	1		2													2	5	3	6		1
1975		2		2								2					1	23	2	3		
1976	4	8	1	4			5	1	2	1							1	10	2	6		
1977	1	9		1			2	2			2						3	9	2	14	3	
1978	1	1	2	2		2		1									8	25	3	2	1	2
1979		4		4	1			2			1						9	3	1	1	1	
1980		2			1			1									4	19	1			
1981	5	5			1			1									4	10	2	1		
1982	6	12	1	13		6					1	2					2	27	1	2		
1983				3		1		1										6	2			
1984	2	4		5							1	1					2	2				
1985	1	7		9							2	1					6	2	1	18	1	
1986	7	1	2					1									1	1	1	1		
1987	6	4						1			1						2	2		5		
1988		2															2	3	2	1		
1989	2		1			1											1					
1990		1					12	2										3				
1991		4		1		4		2									1					
1992	5	1				3		1												1		
1993	10	2	3	1		1						1					1	1				
1994	7		3			1		2										1				
1995	6	1	21	5	1			1														
1996	9		4			1													1			
1997	6		1	4			18	7	2	5	1							1				
1998	9		17	1	2						1	1					2					
1999	23		25	1			2	2	3	3		1					1					
2000	24	2	62						1		3	1										
2001	43	1	68	5	3	1	1				1	1						3				
2002	67	7	109	9		1	6	3	1	1	3	6					2	4				
合計	367	103	360	98	78	23	103	72	20	22	38	47	9	1	32	14	115	344	90	87	9	8

次の表 8 は、平成元（1989）年から平成 10（1998）年までに通貨偽造の罪で通常第 1 審（地方裁判所）で有罪となった者の人数を、刑期区分別に表にしたものである<sup>53</sup>（なお、表中の「猶予」は執行猶予を表す。また、統計の刑期区分には、10 年以下の区分の上に、無期、20 年以下、15 年以下の区分が、1 年以上の区分の下に、6 月以上、6 月未満の区分があるが、これらの刑期の言渡しを受けた者が 1 人もいなかったのを除外している）。

表 8 刑期区分別有罪人員

年	罪名	有罪人員		10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年		2年以上		1年以上	
			計				実刑	猶予	実刑	猶予	実刑	猶予
1989	通貨偽造	1	1					1				
1990		0	0									
1991	偽造外国通貨行使	2	2	1	1							
1992	通貨偽造	2	2						2			
1993	通貨偽造	3	3		1			1	1			
1994	通貨偽造	3	5					2	1			
	偽造通貨行使	2				1		1				
1995	通貨偽造	3	8			1	1	1				
	偽造通貨行使	5				1		4				
1996	通貨偽造	1	6			1						
	偽造通貨行使	4				1		3				
	偽造外国通貨行使	1										1
1997	通貨偽造	1	14					1				
	偽造通貨行使	3				1			2			
	外国通貨偽造	1							1			
	偽造外国通貨行使	9				2	1			6		
1998	通貨偽造	1	10			1						
	偽造通貨行使	6				1		5				
	偽造外国通貨行使	3				1		1		1		
	合計	51	51	1	2	11	3	19	7	7		1

有罪人員 51 人の内訳は、通貨偽造 15 人、偽造通貨行使 20 人、外国通貨偽造 1 人、偽造外国通貨行使 15 人である。

なお、通貨偽造の罪に対する量刑を評価する際には、司法統計年報では、併

<sup>53</sup> 最高裁判所事務総局編『平成元年司法統計年報 2 刑事編』～『平成 10 年司法統計年報 2 刑事編』（最高裁判所事務総局、1989～1998）による。残念ながら、平成 11 年以降は、司法統計年報が簡略化され、通貨偽造の罪は項目から消えてしまった。

合罪について主文において 1 個の刑が言い渡された場合には併合罪中法定刑の最も重い罪を罪名として挙げることでされており、通貨偽造罪、偽造通貨行使罪は法定刑に無期が含まれているので、他の偽造罪（例えば有価証券偽造）や詐欺罪が併合罪に含まれていても、通貨偽造罪ないし偽造通貨行使罪として計上されることに注意が必要である。また、[前掲](#)で述べるように、偽造通貨を行使して財物を得た場合には、詐欺罪は偽造通貨行使罪に吸収されると解されているので、偽造通貨行使罪の量刑には財産犯としての違法性評価も含まれている場合が多い。

参考までに、最近の具体的な量刑の例を挙げると、公刊された裁判例として次の 2 件がある。まず、真正な千円券を表裏にはがして 2 片とし、それぞれ印刷のない片面に白地の和紙をのりで貼り付けるなどして千円券 83 枚を変造し、自動販売機に挿入して行使した被告人について、懲役 3 年執行猶予 5 年の判決が言い渡されている<sup>54</sup>。判決は、被告人が得た利益が費やした費用・労力を考慮すると多額とはいえないこと、被害者と示談が成立していること、前科前歴がないこと、などを被告人に有利な事情として挙げている。もう 1 件は、パソコンとスキャナプリンターを用いて、千円券 12 枚を偽造し、そのうちの 1 枚を行使した被告人について、懲役 3 年執行猶予 5 年の判決が下されたものである。この被告人は、通貨偽造・同行使罪のほかに、カラー複写機と白黒複写機を用いて新幹線回数券を合計 17 枚偽造し、これを行って JR 職員を欺罔して新幹線特別補充券 6 枚や現金 35,000 円を騙取したという事実、および、パソコンと白黒複写機等を用い額面千円の商品券 3 枚を偽造し、これを行って商品と釣り銭を騙取したという事実について、有価証券偽造・同行使、詐欺の罪でも有罪となっている。しかし、判決は、財産的被害が大きくないことや被告人の生活状況が切迫していること等を考慮して、上記の刑を言い渡している<sup>55</sup>。

最後に、現在の銀行券の偽造防止技術について触れておきたい。現行の銀行券の偽造防止技術としては、すき入れ、超細密画線、凹版印刷、マイクロ文字、特殊発光インキが用いられており、さらに、現行銀行券の中では最も新しい 2 千円券には、マイクロ文字、特殊発光インキのほか、潜像模様、光学的変化インキ、パールインキ、深凹版印刷などの新しい偽造防止技術が用いられている。1 万円券、5 千円券および千円券についても、2 千円券と同様の技術のほか、ホログラム、すき入れバーパターン等の最新の偽造防止技術を用いた新しい銀行

<sup>54</sup> 東京地判平成 8 年 3 月 27 日判時 1600 号 158 頁。

<sup>55</sup> 名古屋地判平成 9 年 10 月 16 日判タ 974 号 260 頁。この他、会社のパソコン、カラープリンターを用いて 5 千円券 8 枚を偽造し、児童買春の対価として暗い自動車の中で被害児童に交付したとして、通貨偽造・同行使、児童買春で有罪となり、懲役 3 年執行猶予 5 年の刑を言い渡された例として、広島地福山支判平成 14 年 5 月 29 日平成 14 年(わ)第 17 号、第 28 号(最高裁下級裁判主要判決情報 <http://www.courtdomino2.courts.go.jp/kshanrei.nsf>)がある。

券の導入が 2004 年秋頃に予定されている<sup>56</sup>。

## ・通貨偽造罪の現在 その解釈

以上、奈良時代から現行刑法に至る通貨偽造罪の歴史と明治以降の犯罪状況をみてきた。以下では、通貨偽造罪の主な解釈問題について検討することにした。

### 1. 保護法益

#### (1) 問題の所在

通貨は、経済取引の媒介手段として、今日の経済生活の基礎要件をなしており、通貨偽造によって、通貨に対する信用が失われると、社会における流通取引は著しく阻害されてしまう<sup>57</sup>。したがって、通貨の真正に対する公共の信用が、通貨偽造罪の保護法益であることについては、現在争いがない<sup>58</sup>。争いがあるのは、通貨に対する公共の信用だけを通貨偽造罪の保護法益とみるか<sup>59</sup>、あわせて国の通貨発行権（通貨高権）も保護法益とみるか<sup>60</sup>、という点についてである。

西欧においては、過去に、通貨偽造が君主の通貨高権に対する侵害として、

<sup>56</sup> 日本銀行ホームページ（「日本銀行券の改刷について」<http://www.boj.or.jp/money/02/bnnew.htm>）、「新しい日本銀行券（一万円券）の偽造防止技術について」<http://www.boj.or.jp/money/03/bnnew3.htm>）および「新しい日本銀行券（千円券）の印刷開始と偽造防止技術について」<http://www.boj.or.jp/money/03/bnnew4.htm>）参照。なお、ユーロに用いられた偽造防止技術については、吉田公一「欧州統一通貨ユーロとセキュリティー」捜査研究 609 号 4 頁以下（2002）参照。

<sup>57</sup> 通貨偽造罪に関する論文として、吉田常次郎「通貨偽造罪」日本刑法學會編『刑事法講座 第 7 卷・補巻 刑法（ ）附・總索引』1443 頁以下（有斐閣、1953）、森本益之「通貨偽造」中山研一ほか編『現代刑法講座第 4 卷 刑法各論の諸問題』109 頁以下（成文堂、1982）、泉健子「通貨偽造罪の問題点」阿部純二ほか編『刑法基本講座＜第 6 卷＞ 各論の諸問題』215 頁以下（法学書院、1993）参照。また、同罪に関する判例については、大塚仁ほか編『大コンメンタル刑法 第 8 卷〔第 148 条～第 173 条〕』3 頁以下（江藤正也）（青林書院、第 2 版、2001）が詳しい（以下、大コメ〔江藤〕として引用する）。

<sup>58</sup> 団藤重光編『注釈刑法（4）』2 頁〔福田平〕（有斐閣、1965）（以下、注釈刑法〔福田〕として引用する）。

<sup>59</sup> 大谷實『新版刑法講義各論』424 頁（成文堂、2000）、香川達夫『刑法講義各論』240 頁（成文堂、第 3 版、1996）、江家義男『増補刑法各論』116 頁（青林書院新社、1963）、小暮得雄ほか編『刑法講義各論 現代型犯罪の体系的な位置づけ』359 頁〔村井敏邦〕（有斐閣、1988）、曾根威彦『刑法各論（新版）』228 頁（弘文堂、1995）、団藤重光『刑法綱要各論』247 頁（創文社、第 3 版、1990）、中山研一『刑法各論』414 頁注 1（成文堂、1984）、林幹人『刑法各論』368 頁（東京大学出版会、1999）、平川宗信『刑法各論』426 頁以下（有斐閣、1995）、平野龍一『刑法概説』255 頁（東京大学出版会、1977）、山口厚『刑法各論』415 頁（有斐閣、2003）など参照（以下、教科書の引用は 2 度目からすべて「山口 頁」という形で行う）。

<sup>60</sup> 青柳文雄『刑法通論 各論』205 頁（泉文堂、1963）、植松正『再訂刑法概論 各論』133 頁（勁草書房、第 8 版〔再訂版〕、1975）、大塚仁『刑法概説（各論）』411 頁（有斐閣、第 3 版、1996）、木村龜二『刑法各論』232 頁（法文社、1957）、佐伯千仍『刑法各論（訂正版）』76 頁以下（有信堂、1981）、佐久間修『刑法講義（各論）』201 頁（成文堂、1990）、西田典之『刑法各論』319 頁（弘文堂、第 2 版、2002）、吉田・前掲注 57 1445 頁など参照。国家が他の機関（わが国では日本銀行）に発行権を委ねて認許権を保有する場合は、その認許権が保護法益となる（植松 133 頁）。

反逆罪と同様の重刑が科されてきた<sup>61</sup>。わが国でも、奈良時代以来、通貨偽造に対して反逆罪と同様の重刑が科されてきた。問題は、現在の段階で、通貨に対する公共の信用が保護法益であることを前提とした上で、通貨発行権をあわせて保護法益とする必要があるかである。

## (2) 通貨発行権を法益とする見解の論拠とその検討

通貨を偽造すれば通貨発行権者の権利が侵害されるのは当然である。しかし、このことから直ちに、通貨発行権が保護法益として認められるわけではない。文書偽造や有価証券偽造においても、名義人の文書作成権限や有価証券作成権限が侵害されるにもかかわらず、これらの権利が保護法益とは理解されていないからである。通貨偽造罪も、文書偽造や有価証券偽造と同種の犯罪と理解する以上、特別の理由がない限り、名義人の発行権を保護法益とみる必要はないのである。そして、以下で述べるように、そのような特別の理由はないと思われる。

通貨発行権を通貨偽造罪の保護法益とする見解の第1の根拠は、内国通貨の偽造と外国通貨の偽造が区別され、前者の法定刑が重くなっていることである。法定刑の重い部分を通貨発行権の侵害によって説明しようとするのである<sup>62</sup>。しかし、法定刑の差を国家の通貨発行権の侵害によって説明する必要はない。国内における内国通貨の流通範囲が外国通貨と比較にならないほど広く、偽造による取引の安全に対する危険がはるかに大きいことで十分説明することができる。

<sup>61</sup> 注釈刑法(福田)参照。

<sup>62</sup> ドイツにおいては、通説は通貨発行権を保護法益として認めていない。これは、ドイツ刑法の通貨偽造罪がわが国と異なり、外国通貨の偽造をドイツ通貨(欧州通貨統合後は単一通貨「ユーロ」)の偽造と同じに処罰しているという事情によるところが大きい。外国の通貨発行権をドイツが自国の通貨発行権と同じように保護しているとは考えにくいからである。外国通貨と内国通貨を同じに扱っているのは、フランス刑法の通貨偽造罪も同様である。参考までに、ドイツ刑法(訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ刑法典』118頁以下(法曹会、1982)による)の通貨偽造罪の主な規定を挙げておく。

ドイツ刑法 146 条(通貨偽造 Geldfälschung)

次の者は、2年以上の自由刑に処する。

- 1 真正の通貨として流通におかれること若しくは流通におかれるのが可能とされることを意図して、通貨を偽造し、若しくは同じ意図でより高い価値の外見が与えられるように通貨に変形を加えた者、
- 2 右の意図で偽貨を入手した者、又は、
- 3 第1号若しくは第2号の要件の下にみずから偽造し、変造し、若しくは入手した偽貨を、真正の通貨として流通においた者。

比較的重くない事態においては、その刑は5年以下の自由刑又は罰金とする。

147 条～151 条(略)

152 条

第146条...の規定は、外国の通貨流通領域の通貨...についても、これを適用する。

るからである<sup>63</sup>。

国家の通貨発行権は、国の通貨と全く別個の通貨を流通させることによってより本質的に侵害されるが、そのような行為を処罰するのは、通貨偽造罪ではなく、紙幣類似証券取締法であり<sup>64</sup>、その刑罰も通貨偽造罪よりはるかに軽く設定されている。そうだとすれば、通貨発行権を通貨偽造罪の保護法益として、その侵害だけで通貨偽造罪が成立すると考えることは妥当でないであろう。

通貨発行権を通貨偽造罪の保護法益とする見解の第2の根拠は、新円切替え事件において通貨偽造罪の成立を認めるためには、通貨発行権の侵害を問題にする必要があるということである<sup>65</sup>。新円切替え事件とは、1946年の旧円から新円への切替えに際して、政府は、旧円券の強制通用力を失わせた上で、国民1人に100円相当の証紙を配布して、これを貼付した旧円券を新円券とみなすこととしたところ、被告人が、証紙を正規の手続によらないで入手して限度額を超えて旧円券に貼付したため、通貨偽造罪で訴追されたという事件である。最高裁は、以下のように判示して、通貨偽造罪の成立を認めた。

「通貨偽造罪は通貨発行権者の発行権を保障することによつて通貨に対する社会の信用を確保しようとするにあるのであるから作成者が通貨発行の権限を有さない者である限りその作成がたとえまたま発行権をもつ者の場合とまったく同一の材料と方法とによつて為され従つて作成された物が外観の点においてのみならずその實質の点においても発行権をもつ者の作成する物といささかの逕庭なくこれとまったく同一のものであつたとしてもその作成行為はもとより通貨偽造たるを免れず、…優に真正なる新券と同様の流通状態におかれ得るの一事あるの故をもつてこれを異別に論ずべき謂われはない。」<sup>66</sup>

従来の学説は、一般に、判例の結論に賛成するものも反対するものも、本件で被告人によって作成された新円券は有効なものとせざるを得ないので、被告人の行為は通貨の真正さに対する公共の信用を害することはなく、したがって、通貨の真正さに対する公共の信用だけが通貨偽造罪の保護法益であれば、本件で通貨偽造罪は成立しないことになるから、通貨偽造罪の成立を認めるためには、通貨発行権を通貨偽造罪の保護法益とする必要がある、と理解してきた<sup>67</sup>。

<sup>63</sup> 江家 117 頁注 2、中森喜彦『刑法各論』226 頁(有斐閣、第 2 版、1996) 参照。

<sup>64</sup> 江家 116 頁以下参照。

<sup>65</sup> 西田 312 頁参照。

<sup>66</sup> 最判昭和 22 年 12 月 17 日刑集 1 卷 94 頁[96-97 頁]。

<sup>67</sup> 浅田和茂ほか『刑法各論』274、278 頁以下〔松宮孝明〕(青林書院、1995)、江家 117 頁注 2、小暮ほか〔村井〕360 頁、大谷 425 頁、中義勝『刑法各論』226 頁注 1(有斐閣、1975)、平野 256 頁、平川 427 頁、町野・前掲注 45 334 頁。なお、内田文昭『刑法各論』546 頁注 1(青林書院新社、第 2 版、1984)は、取引の安全に危険を与えたという違法性の問題としては、これを肯定することが困難であるとする。以上に対して、旧円が強制通用力を失い廃貨になった後に証紙を貼付した場合には、廃貨の加工として偽

このような理解からは、通貨偽造罪の成立を認めた本件最高裁判決は、通貨発行権を保護法益と認めたものとして理解されることになる。

しかし、このような従来の学説の理解には、通貨の真正さに対する公共の信用という法益の理解、本件新円券の有効性に関する理解、本判決の理解、のすべての面で疑問がある。

まず、第 1 に、権限を越えて作成された紙幣であっても権限内で作成された紙幣と区別がつかず有効とせざるを得ない以上、通貨に対する公共の信用と取引の安全を侵害していないので、通貨偽造罪は成立しない、とする理解には問題がある。文書の有形偽造によって問題となる文書の真正さに対する信頼とは、あくまで文書の成立に関する真正さに対する信頼であって、文書の内容の有効性に対する信頼ではない<sup>68</sup>。取引の安全の保護も、当該取引における具体的な信頼の保護が問題なのではない。当該取引における具体的な信頼は、民法等の善意者保護の制度によって保護される場合があるが、その場合でも文書偽造罪の成立が否定されないのは、そのためである。

第 2 に、本件で作成された新円券が、外観上正当に作成された新円券と区別できない以上、常に有効であるとする理解にも疑問がある。外観上正当に作成された新円券と区別できないといえるのは、作成された新円券が転々流通した後であって、それ以前には、紙幣だけをみたのではわからないとしても、作成の状況等を考慮に入れれば権限を越えて作成されたものであることを明らかにすることができる場合があり、その場合にはその新円券を無効とすることがで

---

造になるとする見解として、柏木千秋『刑法各論(中)』229頁(有斐閣、1960)、宮沢浩一「偽造罪の客体」日本刑法学会編『刑法講座第5巻 各論の諸問題』134頁(有斐閣、1964)がある。

<sup>68</sup> この点を明確に指摘したのが、林幹人「有形偽造の構造」『現代の経済犯罪 その法的規制の研究』149-150頁(弘文堂、1989)である。独立行政法人国立印刷局の中に部外者が忍び込んで勝手に機械を動かして正当に作成されたものと全く見分けのつかない紙幣を作成したとき、この紙幣は「有効」といわざるを得ないかもしれないが、この場合に通貨偽造を否定すべきではない。さらに、通貨制度に重大な疑念を生じさせるから偽造罪を肯定できるとする見解として、前田雅英『刑法各論講義』349頁(東京大学出版会、第3版、1999)参照。なお、町野・前掲注45 335頁は、上記の事例について、国立印刷局に侵入して刷り上がったばかりの紙幣を盗んだのと同様であって、通貨偽造罪が成立しないのはむしろ当然であるとする。しかし、刷り上がったばかりの紙幣を盗んだ場合に、通貨偽造罪が成立しないということは、それほど当然のこととはいえないように思われる。銀行券は、日本銀行が国立印刷局に製造を発注し、国立印刷局が製造し、日本銀行がこれを引き取って金庫に保管し、金融機関が日本銀行の窓口から銀行券を受け取るという経路をたどって世の中に送り出されるが、日本銀行の窓口から出された時点で発行されたものとされている(日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行 その機能と業務』29、37頁以下(有斐閣、2000)参照)。そうだとすれば、「刷り上がったばかりの」紙幣は、まだ発行前の紙幣であって、これを盗んで流通に置くことは、紙幣を無権限で発行することに当たり、通貨偽造罪が成立するともいい得るからである。しかし、結論としては、やはり通貨偽造罪の成立は否定すべきであろう。偽造罪の成立のためには、単に発行権限の侵害があるだけでは足りず、偽造されたものを新たに作り出す行為がやはり必要だと解すべきだからである。そうだとすると、国立印刷局で正当に印刷されたが発行される前の紙幣の窃盗について偽造罪が否定されるのは、このような偽造概念の制約から来るものであるから、これを部外者が印刷機を勝手に動かすことによって紙幣を偽造した場合に及ぼすことはできない。

きるはずだからである。例えば、100円相当まで証紙を貼付することが許されている場合に、すでに100円分の新円券を作成したことが明らかな者が、新たに100円分の新円券を作成してこれを手元に置いている段階で発見されれば、その新円券を無効なものとするのは可能である。また、200円分の紙幣に証紙を貼付して手元に置いている段階で発見された場合にも、そのうちの100円分を無効としてよいはずである。そのような紙幣が流通してしまえば、もはや無効とすることはできないとしても、それは通貨の高度の流通性からくる善意者保護の要請のためであって、有価証券の善意者保護制度と基本的に異なるわけではない。

第3に、そうだとすれば、本件最高裁判決を、通貨発行権を保護法益として認めたものとする理解にも疑問の余地がある。たしかに判旨はそのように読むこともできるが、それが唯一の読み方ではない。判旨は、通貨発行権のない者による作成行為を偽造として処罰することで、発行権者の発行権が保障され、通貨に対する社会の信用が確保される、といているのであって、発行権が保護法益であるとはいっていないからである。

そもそも、通貨発行権を保護法益と解しても、それを公共の信用と並ぶ副次的な法益と解するかぎり、その侵害を理由に通貨偽造罪の成立を肯定することができるかは疑問である。公共の信用の侵害という主たる法益の侵害がなければ、犯罪は成立しないはずだからである<sup>69</sup>。したがって、公共の信用の侵害がなくとも通貨偽造罪の成立を認める見解は、通貨発行権を主たる保護法益と解していることになる。しかし、通貨発行権の侵害は、これを保護法益と認める論者においても、せいぜい内国通貨の偽造と外国通貨の偽造の法定刑の差を説明できる程度の違法性をもつだけであって、通貨偽造罪の極めて重い法定刑をすべて説明できるだけの違法性をもつものとは認められない。このことは、国家の通貨発行権を、通貨の偽造よりも、より本質的に侵害する行為である紙幣類似証券取締法違反の罪の法定刑が通貨偽造罪よりずっと軽く設定されていることから明らかである。

なお、真正な通貨と区別がつかない精巧な偽造を処罰するためには通貨発行権の侵害を問題にする必要があるとする従来の見解は、外国通貨の偽造との関係でも問題がある。通貨発行権を保護法益とする見解の多くは、対象となる偽造罪の範囲について明確に述べていないことが多いが<sup>70</sup>、通貨発行権を保護法益とする理由の1つに内国通貨偽造罪と外国通貨偽造罪の法定刑の差が挙げられること、国家的法益の保護は原則として自国の法益に限られること、外国通貨偽造罪の成立において事実上の流通だけが問題とされていること、などからす

<sup>69</sup> 大谷 424 頁参照。

<sup>70</sup> 吉田・前掲注57 1445 頁は、明確に、内国通貨偽造罪についてのみ通貨発行権が保護法益となるとする。

れば、通貨発行権が保護法益となり得るのは、内国通貨の偽造についてだけであると考えられていると思われる。そうだとすると、外国通貨について真正な通貨と区別がつかない精巧な偽造を行うと処罰できなくなってしまうが、その結論は不当であろう。

以上、通貨発行権を保護法益とする見解には疑問があること、通貨発行権の侵害を問題にしなくとも、通貨の発行権限をもたない者が通貨を偽造すれば、たとえそれが真正な通貨と見分けがつかないものであっても通貨偽造罪が成立し得ることが明らかになったものと思う。したがって、新円切替え事件において、被告人が与えられた発行権限を越えて新円券を作成したのであれば、通貨偽造罪が成立することになる。これに対して、新円切替え事件において、国民は新円券の作成権限すなわち通貨発行権限を与えられていたのであり、証紙の貼付が 100 円相当額に限定されていたのは与えられた通貨発行権限の内部的制限にとどまる、と解することができるのであれば、通貨偽造罪の成立は否定される<sup>71</sup>。それは、有価証券の発行権限を与えられた会社の代表取締役が、内部的制限に反して有価証券を発行しても、有価証券偽造罪にならないのと同様である。どちらの場合であったかは、具体的事情のもとで判断されなければならない問題であるので、事実関係の詳細を把握しない限り判断することはできないが、簡単に証紙を手に入れて 100 円相当額以上の新円券を事実上自由に作成することができる状況にあったのだとすれば、後者の場合であったと判断すべきであった可能性も十分にあるように思われる。

### (3) 国の金融政策その他の利益との関係

学説の中には、通貨発行権の侵害の具体的内容として通貨発行量の増加を問題にする見解もみられる。新円切替え事件について、通貨発行権を通貨発行量（マネーサプライ）の調節という国の金融政策的な権限としてとらえて、国は国民 1 人当たり 100 円に相当する通貨量の流通を容認していたのであるから通貨偽造罪は成立しないとする見解である<sup>72</sup>。しかし、通貨発行量の調整といった金融政策の保護は、紙幣類似証券取締法によって図られているのであって、通貨偽造罪の法益とするのは妥当ではない。また、仮に、通貨発行権の侵害を通貨発行量の調整という金融政策的な面でとらえたとしても、通常の偽造行為にそのような法益を侵害する危険が存在しているかは疑わしい。通貨偽造罪は、具体的な危険の発生を必要としない抽象的危険犯であるが、抽象的危険犯であ

<sup>71</sup> 林 361 頁参照。山口 415-416 頁が、「国民に証紙を旧円に貼付させるという事実経緯からして、発行主体である日本銀行から発行されたものと見ざるをえないという意味において、通貨偽造罪の成立は否定されるべきであったと思われる（したがって、仮に真貨と完全に同一の偽貨が作出された場合においても、同一に解することになるわけではない）」とするのも同旨であろうか。

<sup>72</sup> 中森 226 頁、西田 319 頁以下参照。

ってもまったく危険が存在しない場合には犯罪の成立を認めるべきではない。また、解釈によって保護法益を措定する際には、侵害の危険の発生が典型的に極めて低い法益を措定することは避けるべきである<sup>73</sup>。大量の通貨が流通<sup>74</sup>しているなかにわずかばかりの偽造通貨を流通させることは、ダムにコップ 1 杯の水をそそぐようなものであって、法益侵害の危険は認められないであろう。

以上のほかに、通貨偽造によって侵害される通貨発行権者の利益としては、シニョレージ (seigniorage:通貨発行益) が考えられる。中央銀行は、金利ゼロの銀行券を発行する一方で、有利子資産を保有することによって「利鞘」を得ることができ、これが「(広義の)シニョレージ」と呼ばれている。通貨偽造は、通貨発行権者のシニョレージを害する行為であるが、このような財産的侵害を通貨偽造罪の保護法益としてとらえる見解はみられない。個々の通貨偽造について、可罰的に違法な程度のシニョレージの侵害を認めることも困難であろう。

通貨発行権を保護法益とする見解の背後には、組織的に大量の偽造通貨を発行することが、国家経済の破綻を招くおそれがあり、通貨偽造罪は国家の存立に対する罪としての性格を有しているという認識があるのかもしれない。歴史上、戦争時に、敵国の経済混乱をねらって組織的な偽造がしばしば計画されたことはよく知られている。例えば、アメリカの独立戦争の際に、大陸会議 (Continental Congress) は、戦費を調達するために紙幣 (Continental currency) を発行したが、イギリス政府がこの紙幣を偽造してばらまいたため、紙幣に対する信用がなくなってしまった。このことは、“not worth a Continental” (少しも価値のないこと) という成句の語源になったといわれている<sup>75</sup>。また、第 2 次世界大戦の際に、ナチスドイツは、イギリス経済を混乱させるために、イギリス・ポンド紙幣の偽造を計画していたといわれている。また、日本陸軍も、中国経済を混乱させるために偽札の製造を行ったといわれている<sup>76</sup>。

しかし、大量に行われると国家の存立を危うくしてしまうのは、殺人、放火、器物損壊なども同様である。そうだとすると、これらの罪が国家的法益に対する罪としての性格を有しているとはいわないであろう。通貨発行権を保護法益

<sup>73</sup> ドイツの通説が通貨発行権を保護法益として認めないのは、すでに述べたように、ドイツ刑法が内国通貨と外国通貨を同じように保護していることが第 1 の理由であるが、そのほかにも、通常の偽造行為によって国家の通貨発行権が侵害される危険が生じることは考えにくいことも理由として挙げられている。

<sup>74</sup> 2003 年末に世の中で流通している銀行券は約 77 兆円にのぼっている (<http://www.boj.or.jp/stat/money/bn0312.htm>)。しかも、現代の金融政策において、マネーサプライの動きを決める最も重要な要因は、銀行をはじめとする民間金融機関による「与信」である (館龍一郎監修・日本銀行金融研究所編『電子マネー・電子商取引と金融政策』38 頁 (東京大学出版会、2002))。

<sup>75</sup> もっとも、Continental currency の価値の下落は、議会の紙幣乱発によるものかもしれない。Jack Weatherford, *The History of Money: From Sandstone to Cyberspace*, Three Rivers Press, Crown Publishers, Inc., p.136 (1997)。通貨に対する信頼を害する可能性のある最も危険な存在は、偽造者よりも国家それ自体である。

<sup>76</sup> 佐藤・前掲注 27 212 頁以下参照。

とする見解も、通貨偽造罪を内乱罪と同様の犯罪と理解するわけではないと思われる。

## 2. その他の解釈上の問題点

### (1) 通貨の意義

貨幣の製造・発行の権能は、政府に属し（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）4条1項）、独立行政法人造幣局によって製造される（同条2項）。

通貨偽造罪の客体の1つとされている紙幣とは、政府紙幣をいう。紙幣は、昭和13（1938）年に50銭の小額紙幣が発行されたが、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律（昭和28年法律第60号）によって、昭和28（1953）年12月31日限りで通用を禁止された。

銀行券とは、政府の認許によって銀行が発行し、交換の媒介物となる証券をいう<sup>77</sup>。日本銀行法（平成9年法律第89号）によって、日本銀行が銀行券の発行権能を与えられている（29条1項）。

現在では、昭和62（1987）年に制定された通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律によって、通貨とは「貨幣及び日本銀行法により日本銀行が発行する銀行券をいう」と規定されたので（2条3項）、通貨偽造罪の対象となる通貨も貨幣（硬貨）と日本銀行券に限られている。もっとも、最近、経済対策として政府紙幣を発行すべきであるとの主張もみられ、将来再び紙幣が復活する可能性がまったくないわけではない。

### (2) 「通用」の意義 - 強制通用力との関係 -

刑法148条は「通用する貨幣、紙幣又は銀行券」と規定している。通貨偽造罪の対象となる通貨に強制通用力が必要かという点については、すでにみたように、旧刑法以来の争いがあるが、現行の通貨偽造罪の解釈としては、外国通貨偽造罪（刑法149条）が「流通している外国の貨幣」と言葉を使い分けていることから、「通用」とは強制通用力を意味すると解するのが圧倒的通説である<sup>78</sup>。しかし、国家が自国の通貨として認証し通用を法的に認めていることと、その通貨が強制通用力を有していることは、一般には重なりあっているが、別のことであり、従来の学説がこの点を明確に認識した上で、「強制」通用力を「通用」の要件としていたのかどうかは、必ずしも明らかではない<sup>79</sup>。

<sup>77</sup> 大判大正3年11月14日刑録20輯2111頁。注釈刑法（福田）7頁参照。

<sup>78</sup> 浅田ほか（松宮）275頁、井田良『刑法各論【論点講義シリーズ10】』168頁（弘文堂、2002）、大谷426頁、香川242頁、小暮ほか（村井）361頁、注釈刑法（福田）7頁、中森227頁、西田312頁、前田350頁など参照。事実上の流通で足りるとする見解として、植松・前掲注60 132頁参照。

<sup>79</sup> 例えば、吉田・前掲注57 1446頁は、強制通用力と国家の認証により通用することを同一視している。

わが国では、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7条において、「貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する」と定められ、日本銀行法46条2項において、「日本銀行が発行する銀行券は、法貨として無制限に通用する」と定められており、法貨とは、一般に、強制通用力を与えられた通貨を指すものと解されている<sup>80</sup>。また、民法402条は、「債権ノ目的物カ金銭ナルトキハ債務者ハ其選択ニ従ヒ各種ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ得」(1項)、「債権ノ目的タル特種ノ通貨カ弁済期ニ於テ強制通用ノ効力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ要ス」(2項)と規定している(なお、これらの規定は、外国の通貨の給付をもって債権の目的とした場合に準用される(同条3項))。

注意が必要なのは、これらの強制通用力に関する規定は、強行法規ではないので、通貨以外の方法による支払いを当事者間で定めることは全く問題ないし、通貨の受取り拒否に対しても受領遅滞になること以外の制裁があるわけではないことである<sup>81</sup>。たしかに、強制通用力が認められていることによって通貨の流通が促進されていることは認められるが、通貨が広く流通しているのは、基本的には、共通の支払い媒介手段を用いることの利便性と国家の信用に基づくものであって、法律上強制通用力が認められていることは副次的な理由にすぎない<sup>82</sup>。その国の通貨が信用を失えば、国民は、強制通用力のある通貨であっても使わなくなり、代わりに外国の通貨や現物通貨を交換手段として使うようになることは、多くの歴史上の事例が示している。仮に、わが国で、明日から日本銀行法を改正して通貨の「強制」通用力を廃止したとしても、多少の混乱はあっても、通貨の流通に大きな変化が生じることはないであろう。まして、刑法

---

宮沢・前掲注67 137頁が、「およそ強制通用力のないものが通貨偽造罪の客体になるということは形容矛盾である」と述べるのも、同じ誤解に基づいていると思われる。

<sup>80</sup> 例えば、於保不二雄『債権総論(新版)』41頁(有斐閣、1972)、奥田昌道『債権総論(増補版)』46頁(悠々社、1992)、林良平(安永正昭補訂)・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論』46頁(青林書院、第3版、1996)参照。

<sup>81</sup> 森田宏樹「電子マネーの法的構成(4)」NBL622号34頁(1997)、報告書59頁以下参照。フランス刑法は、通貨の受取り拒否に刑罰を科している。フランス刑法典R642 3条1項(通貨受取の拒否)は、「通用する価額に従って、フランスに法定通用力を持つ貨幣又は銀行券を受け取ることを拒否する行為は、第2級違警罪について定める罰金で罰する」と規定している(訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス新刑法典』230頁(法曹会、1995)による)。わが国でも、国立銀行条例が、国立銀行が発行する紙幣の受領拒否は「國法ニ従テ之ヲ罰スヘシ」と規定していた(8条6節)(報告書59頁注256参照)。しかし、国立銀行条例の罰則は、法人処罰規定が入っているなど、当時のアメリカ合衆国のNational Bank Actをほとんどそのまま模したものであって、どこまで考えて制定されたものなのか疑問がある(田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一ほか編『現代刑法講座 第1巻 刑法の基礎理論』272頁(成文堂、1977)参照)。現行刑法はもちろん、旧刑法にも通貨の受領拒否を処罰する規定はない。

<sup>82</sup> 報告書80頁以下参照。受領を強制されるという意味での強制通用力は、銀行振出の自己宛小切手のように、判例によって作り出される場合がある。森田・前掲注81 36頁。だからといって、銀行振出の自己宛小切手が刑法上の通貨として保護されるわけではない。

の通貨偽造罪の対象から外さなければならない理由はないと思われる<sup>83</sup>。

強制通用力が実際には重要でないことは、強制通用力を失い引換期間中の通貨を偽造すると通貨偽造罪が成立するか、という問題をめぐる議論にも現れている。この問題について、従来の学説は、事実上の流通で足りるとする見解からは肯定説に、強制通用力を要求する見解からは否定説になると理解してきた。しかし、否定説が論拠としているのは、「強制」通用力が失われたという点ではなく、通用が法的に禁止された通貨は保護に値しないという点なのである<sup>84</sup>。否定説に対しては、同じく流通している通貨のうちで、強制通用力をもとももっていない外国通貨は保護され、強制通用力を失った内国通貨は保護されないのは不均衡であるという批判がなされているが<sup>85</sup>、強制通用力の有無が問題なのではなく、流通が法的に禁止されているかどうかの問題であることを理解すれば、何ら不均衡はないのである<sup>86</sup>。

以上、強制通用力が、通貨の刑法的保護にとって決定的に重要なことではないことが明らかになったと思われる。「通用」とは、日本国の認証を受けて発行され、通貨としての流通が法的に認められていることを意味するものと解すべきである。もっとも、現行法上は、日本国の認証を受けて発行され流通が法的に認められている通貨にはすべて強制通用力が認められているので、以上の議論はあまり実益のあるものではない。また、日本国の認証を受けて発行され法的に流通が認められている、ということを表示する適切な言葉も知らないので（「法定通用力」は「強制通用力」と同じ意味で使用されているので、使うとすれば「法的通用力」であろうか）、以下の議論では、通説にならって強制通用力という言葉を用いることもあるが、受領「強制」に意味を認めているわけではないことにご注意いただきたい。

### (3)「通用」の意義 - 流通性との関係 -

通説は、「通用」は強制通用力を意味し、「流通」は事実上の流通を意味すると解してきた。その場合、強制通用力をもっていれば、流通していなくとも「通用の」通貨といえるのか、という点については、意識して議論されてこなかったように思われる。

通貨が特に厚く保護されているのは、経済取引の媒介手段として重要な機能を果たしているからであることを重視すれば、経済取引の媒介手段としての流

<sup>83</sup> したがって、額面の20倍までしか強制通用力が認められていない硬貨を一度に30枚偽造したからといって、20枚を超えた部分が「通用の通貨」でなくなるわけではない(大コメ〔江藤〕13頁参照)。

<sup>84</sup> 否定説は、引換期間中のものは通用が禁止されていることを理由としている。香川243頁、注釈刑法〔福田〕8-9頁、吉田・前掲注57 1446頁参照。

<sup>85</sup> 植松・前掲注60 132頁。

<sup>86</sup> 町野・前掲注45 341頁参照。

通が予定されていないものは、たとえ強制通用力が認められていたとしても、「通用の」通貨とはいえないと解するのが一貫している(以下、限定説と呼ぶ)。限定説からは、例えば、額面価格よりもはるかに高い金額で発行され取引される地金型硬貨は、たとえ強制通用力が認められていたとしても、実際に取引の媒介手段として流通するわけではない以上、「通用の」通貨ということとはできないことになる<sup>87</sup>(そもそも「通貨」でないと解することもできる)。このことは、地金型硬貨を額面金額で使用する変わり者がごく希にいたとしても、変わることはないであろう。そのような極めて例外的な使用を想定して通貨偽造罪で保護する必要は乏しいからである。

限定説の問題点は、限界設定が難しいことである。まず、南アフリカのクルーガー金貨<sup>88</sup>やカナダのメープルリーフ金貨のように、金地金の価値で取引が行われ、その価格も金の価格と共に変動することが予定されている貨幣が、もしわが国で発行されたとすれば、たとえ貨幣に額面が記載され強制通用力が認められていたとしても、限定説からは、「通用の」通貨ということとはできないと思われる。他方で、収集用コインとしてピカピカに磨いて額面価額を多少超える価格でセット販売されている、いわゆるプルーフ貨幣は、ピカピカであることを除けば通常の貨幣と変わりがなく、バラして通常の通貨として使用されることも十分考えられるので、「通用の」通貨とすることに困難はないと思われる。問題は、素材の価値で取引されるわけではないが、額面と販売価格(取引価格)との間にある程度の差があり、経済取引の媒介物として使用されることが予定されていない貨幣である。わが国の造幣局は、「その素材に貴金属を含む記念貨幣のうち、その製造に要する費用がその額面価格を超える貨幣」で額面価格を超える価格で販売される、いわゆるプレミアム型記念貨幣を販売している。このような貨幣は、そのプレミアム部分が小さければ小さいほど、貨幣として使用される可能性が大きくなる。したがって、プレミアム型記念貨幣はすべて「通用の」通貨ではないという見解を採るのでなければ、曖昧な部分が残ることは避けられない<sup>89</sup>。

限定説のもう 1 つの問題点は、過去に流通していたが現在はほとんど流通し

---

<sup>87</sup> 流通が予定されていない記念金貨を偽造した場合には、何罪が成立するのであろうか。独立行政法人造幣局が発行するものについては公文書偽造罪、外国が発行する硬貨については私文書偽造罪の成立を肯定することは可能であろう。

<sup>88</sup> クルーガーランド金貨の偽造について通貨偽造罪の成立を否定したドイツ連邦裁判所の判決として BGHSt 32,198、アメリカ連邦控訴裁判所の判決として United States v. Falvey, 676 F.2d 871 (1982) 参照。

<sup>89</sup> 同じ問題は、プレミアム型記念貨幣でなく通常の記念貨幣であっても生じ得る。例えば、天皇陛下御在位 60 年記念 10 万円金貨は、金の含有量と額面金額との間に大きな差があったため、大量の偽造貨幣が出回って大きな社会問題となった(佐藤・前掲注 27 178 頁以下参照)。この 10 万円金貨を現在市中で見かけることはまずないであろう。

ていない通貨をどのように扱うか、という点である。現在、聖徳太子像の1万円券、伊藤博文像の千円券、岩倉具視像の500円券、板垣退助像の100円券などは、いずれも強制通用力が認められているが、コインショップの店頭以外でみかけることはほとんどない。流通性を要求すれば、これらの紙幣は、「通用の」通貨ではないことになるが、いつからそうなったのかを判断することはほとんど不可能であろう。

以上のように、限定説は、理論的に魅力的な見解ではあるが、実際上の適用が難しいという問題を抱えている。もっとも流通しているかどうかの判断の困難さは、外国通貨偽造罪にもあるはずであり、外国通貨偽造罪がその適用において問題ないのであれば、限定説もまた問題ないともいえそうである。しかし、適用の困難さが持つ効果は、例外的存在である外国通貨の偽造罪と国内通貨の偽造罪とでは、大きく異なる可能性がある。

仮に限定説がそのままの形で維持できないとすれば、流通を予定して発行されたものかどうかで区別することも考えられなくはない。この見解によれば、プレミアム型記念通貨は一般に「通用の」通貨といえないが、聖徳太子像の1万円券などはなお「通用の」通貨ということになる。しかし、この議論は、実はあまり重要ではない。なぜなら、聖徳太子像の1万円札を「通用の」通貨と解したとしても、聖徳太子像の1万円札を流通させる目的で偽造することはほとんど考えられず、結局、通貨偽造罪が成立することはないからである（蒐集家やコインショップに売却する目的で偽造した場合には、後述のように、使用目的が否定される）。同様のことは、プレミアム型記念通貨についてもいえる。そうだとすれば、適用上の困難のある限定説（あるいはその修正説）を採る意味は、あまりないといえる。そうだとすれば、ここでは、理論的一貫性よりも適用の明確性を重んじて、強制通用力を有する通貨はすべて「通用の」通貨である、という解釈を採るべきであろう。その意味で、「通用」概念は「流通」概念よりも広い場合があることになる。

#### (4) 偽造の意義

##### イ．偽造の程度

偽造とは、通貨を発行する権限のない者が、真正の通貨の外観を有するものを作ることをいう。一般人に真正の通貨と誤認させる程度のものであることを要し、かつ、それで足りる。その程度に達しないが、真貨と一応紛らわしい程度のもを製造した場合には、通貨及証券模造取締法によって罰される<sup>90</sup>。判例

<sup>90</sup> おそらく唯一の異説として、「模造」を行使目的のない偽造と解する、西原春夫「画家の創作活動と通貨模造罪の成否」判例評論134号155頁(1970)がある。この見解は、判例・通説による偽造概念の広い解釈を前提として、偽造と解されない程度の模造は行使の目的の有無を問わず不可罰としてよいという、極めて正当な問題意識から主張されたものである。しかし、偽造と「紛ハシキ外観ヲ有スルモノ」を同一視する点で、文言解釈として無理があるし、広い偽造概念を当然視することにも問題があるように

は、偽造の概念について、「通常人が不用意にこれを一見した場合に真正の銀行券と思い誤る程度に製作されることを要する」と判示している<sup>91</sup>。また、判例は、模造の概念について、「『紛ハシキ外観ヲ有スルモノ』との文言は、通常取引の過程で通常人をして真正な通貨等と誤信させる程度には到らないが、その行使の場所、時、態様あるいは相手方など、その用い方のいかんによっては、なお、人をして真正の通貨等と誤認させるおそれがあり、欺罔の手段としても用いられ得る危険性を持つものを指すと解すべきである」と判示している<sup>92</sup>。

どの程度似ていれば偽造といえるかは、最終的には事実認定の問題になるが、判断方法として、行使の態様を考慮に入れて判断すべきかどうかは問題とされている。すなわち、一方で、明るいとこでみればすぐ見破られるが、薄暗い夜店などの取引では見間違える可能性が相当ありそうな程度の出来ばえなら偽造といえるとする見解が主張され<sup>93</sup>、他方で、そのもの自体が一般人を誤信させる程度に達していることが必要であり、特定の行為態様でのみ相手方を誤信させる危険があるにすぎない場合は偽造とはいえないとする見解が主張されている<sup>94</sup>。暗い場所で素早く支払うような場合を前提として偽造かどうかを判断すれば、模造と偽造の区別がほとんど失われてしまうから（そのような態様でも見間違えるおそれがないようなものは「模造」とさえいえないであろう）、基本的に後者の見解を支持すべきである。前記判例<sup>95</sup>も、模造を「その用い方のいかんによっては真正の通貨と誤認させるおそれがあるもの」と定義しており、偽造を「その用い方のいかんにかかわらず真正の通貨と誤認させるおそれのあるもの」と定義しなければ、偽造と模造の概念を区別することができなくなってしまう。 . でみたように、通貨及証券模造取締法の違反件数は、1980年代以降非常に少なくなっており、もしそれが偽造概念の拡張によるものだとすれば、妥当ではない。偽造通貨であることに容易に気がつくようなものであれば、それ以上に転々流通する危険はないのであるから、通貨偽造罪ではなく、詐欺（および通貨及証券模造取締法）の問題として扱えば足りる。

そのもの自体が一般人を誤信させる程度に達しているかどうかによって判断する立場からは、判例（ただし、通貨変造罪に関するもの）が、1枚の千円券を

---

思われる。また、後述のように、まったく行使の目的のない場合を処罰することを法律が当然に予定していると解することにも疑問がある。

<sup>91</sup> 最判昭和25年2月28日裁判集〔刑事〕16号663頁〔663頁〕。

<sup>92</sup> 最判昭和45年4月24日刑集24巻4号153頁の第1審東京地裁昭和42年6月24日同181頁〔186頁〕。

<sup>93</sup> 植松正（日高義博補訂）『新刑法教室 各論』129頁（信山社、2001）。

<sup>94</sup> 長井圓「通貨の偽造・変造・模造・損傷の限界」内田文昭編著『法学基本講座 刑法各論100講』233頁（学陽書房、1984）、中森228頁。なお、長井233頁は、使用しても流通に置くことができない程度のもものが模造である、とする。

<sup>95</sup> 前掲注92最判昭和45年4月24日刑集24巻4号153頁。

表と裏とにはがして、さらにそれぞれ半分に切断し、その4片をそれぞれ2つ折りにして厚紙に糊付けし、真正な千円券を4つ折りにしたようにみせかけた事案について、「通常人をして真正の銀行券を四つ折又は八つ折にしたものと思ひ誤らしめる程度の外観、手ざわりを備え、真正の銀行券として流通する危険を備えたものと認められる」として通貨変造罪の成立を認めていることについては<sup>96</sup>、疑問の余地がある<sup>97</sup>。

#### ロ. 真貨の存在

通貨の偽造といえるためには、偽貨に相当する真貨が存在することが必要であろうか。通説がこれを否定するのに対して<sup>98</sup>、少数説は、人に真貨と誤信させることが可能であるためには、偽貨に相当する真貨の存在が必要だとしている<sup>99</sup>。少数説に対しては、通説から、真貨が存在しない偽造は困難だが絶対不可能というわけではない、という反論がなされている。

通貨偽造も文書偽造の一種だとすれば、文書偽造において、偽造文書に相当する真の文書の存在が必要とされていないのと同様、通貨偽造においても、概念的に真貨が存在する必要はないといえるであろう<sup>100</sup>。誤信させることが可能かどうか、最終的には個別の事実認定の問題であって、絶対不可能とはいえないと思われる。現に、ドイツでは実際に存在しない20マルクの偽造が処罰された例があるようである<sup>101</sup>。

むしろ問題は、通説が、通貨偽造の対象を強制通用力のある通貨に限定していることとの整合性にあり、存在しない通貨について強制通用力を有するものかどうかを論じることができないように思われる<sup>102</sup>。現行の1万円札に外見が酷似した10万円札を作ったとしても<sup>103</sup>、そのような10万円札は「通用の通貨」

<sup>96</sup> 最判昭和50年6月13日刑集29巻6号375頁[377頁]。最近の類似の事例として、前掲注54判決がある。同判決は、真正な千円券を表裏にはがして2片とし、それぞれ印刷のない片面に白地の和紙をのりで貼り付けるなどして千円券を作成したという事案について、「本件千円券を、真正な図柄の面だけを見れば、真正の千円券と何ら異なるところはないのであり、分割された右つなぎ目も見れば、和紙が貼られた面の手触りも、真正な千円券と比較して直ちに偽造されたものと判るほど奇異な印象を与えるものではない。そうすると一般人が右の面のみを提示され、若しくは右の面のみが表に出る状態に折り畳まれるなどして示されれば、真正な通貨として誤認する恐れが大きく、このような状態で現に流通する危険性も否定できないところである。したがって、本件千円券は、通常人が不用意にこれを一見した場合に、真正な銀行券と誤認させる程度の外観を備えていたものと認められる」と判示して、通貨変造罪の成立を認めている(前掲注54判決[159頁])。

<sup>97</sup> 小暮ほか(村井)362頁、中森228頁参照。

<sup>98</sup> 大塚413頁、大谷426頁、香川244頁、木村234頁、佐伯77頁、注釈刑法(福田)12頁など参照。

<sup>99</sup> 植松・前掲注60 133頁、小暮ほか(村井)363頁。

<sup>100</sup> 中229頁参照。

<sup>101</sup> RGSt58, 564.

<sup>102</sup> 浅田ほか(松宮)280頁、小暮ほか(村井)363頁、森本・前掲注57 119頁参照。

<sup>103</sup> 井田175頁の例である。井田良教授は、このような場合について、「類似した銀行券が対応する真

ではない以上、通貨偽造罪の成立は否定されるべきであろう。仮に騙される人間がいれば、詐欺の問題として扱えば足りる。

真貨の存在を必要とする立場を採った場合に問題となるのは、近い将来発行が予定されている通貨を発行前に偽造する行為を処罰することができるか、という点である。真貨の存在を不要とする学説は、このような場合を処罰するために不要説を採っているのかもしれない<sup>104</sup>。このような場合を処罰する必要があることは明らかであって<sup>105</sup>、必要説を採ると処罰できないのであれば、不要説を採らざるを得ない。しかし、上記のように、真貨の存在が必要な理由が、法的通用性の要件から来ているのだとすれば、近い将来に通貨としての通用が認められることが明らかである場合には、必要説の立場からも「通用の通貨」に含まれると解することが可能である<sup>106</sup>。したがって、「通用の通貨」の中には、近い将来に通用力が付与されることが予定されている通貨も含まれることになる<sup>107</sup>。

#### (5) 変造の意義

変造とは、真正の通貨に加工して、通貨の外観を有するものを作ることをいう。変造といえるためには、真正通貨に対する加工がその真正通貨の同一性を害しない限度内であることを要し、他の同一性のない通貨を作り出すのは偽造である。例えば、銅貨に銀メッキして銀貨を作るのは偽造である<sup>108</sup>。

銀行券の同一性にとっては、その名価が最も重要な要素であるから、名価を別のものに変えた場合は同一性のない通貨を作り出したものとして偽造と解するのが適当であろう<sup>109</sup>。例えば、裁判例には、百円券の名価の表示に変更を加え 5 百円券のように改ざんした行為を変造としたものがあるが<sup>110</sup>、偽造と解すべきであり<sup>111</sup>、逆に、真正の銀行券の中間の一部を切り取って残りの両端の部

---

貨だと解すべきであるから、必要説によっても偽造となり得る」とするが、このような見解は不要説というべきであろう。

<sup>104</sup> 例えば、大谷 426 頁参照。

<sup>105</sup> ドイツでは、ユーロの導入前にこの問題が議論され、処罰できるとする見解が通説であった。Adolf Schönke, u.a., Strafgesetzbuch, S.1302, 26. Aufl. (C.H. Beck, 2001)参照。

<sup>106</sup> 植松・前掲注60 133 頁、森本・前掲注57 120 頁注5 参照。これに対して、大コメ(江藤)20 頁は、必要説からは偽造にならないとする。

<sup>107</sup> 香川達夫「偽造銀行券をめぐる若干の問題」研修 419 号 13 頁(1983)参照。

<sup>108</sup> 大塚 414 頁注 4、注釈刑法(福田)12 頁、平野 257 頁など参照。

<sup>109</sup> これに対して、真貨に手を加える行為はすべて変造とする見解として、小暮ほか(村井)364 頁がある。

<sup>110</sup> 東京高判昭和 30 年 12 月 6 日東高刑時報 6 巻 12 号 440 頁。

<sup>111</sup> 熊谷丞佑「通貨の偽造・変造」西原春夫ほか編『刑法学 6(各論の重要問題)』106 頁(有斐閣、1978)。

分を張り合わせた場合について偽造とする裁判例があるが<sup>112</sup>、変造と解すべきであろう<sup>113</sup>。

もっとも、偽造と変造の区別は、どちらも同一の構成要件、法定刑で処罰されるので、あまり重要ではなく、区別を誤っても上級審の破棄の理由とならないとされている<sup>114</sup>。

なお、貨幣の量目を減少させる行為も変造に該当し得るが、そのためには、貨幣の有効量目以下に減少させることが必要であろう。そうでない場合は、貨幣損傷等取締法違反の罪が成立するだけである<sup>115</sup>。

#### (6)行使の意義・行使の目的の意義

通貨偽造罪が成立するためには、行使の目的がなければならない。行使とは、偽貨を真正の通貨として流通に置くことをいう。有償・無償を問わないから贈与も行使であり<sup>116</sup>、用途が違法でもよいから賭博金に使用することも行使である<sup>117</sup>。これに対して、信用力を証明するために他人に示す見せ金、保管のための委託、標本として売る行為などは、流通に置く行為ではないから行使に含まれない<sup>118</sup>。また、蒐集品として業者および蒐集家の間でのみ流通する場合も含まれないと解すべきである<sup>119</sup>。

見せ金の例として、過去に、ある銀行で、大蔵省の銀行検査官の検査を受けるに際し、現金保有量が相当あるようにみせるため、偽造銀行券を金庫の中に山と積んで検査官にみせたところ、見破られてしまった事件があったそうである<sup>120</sup>。

郵便局員が、郵便局が保管中の現金を窃盗した後に、犯行の隠蔽を目的として銀行券を偽造して、保管中の現金の束に混入させた場合には、単に検査を免れるだけの目的であれば行使の目的を認めることができないが、事情を知らない他の者によって偽造した銀行券が使用される可能性があり、行為者がそのことを認識していたのであれば、行使の目的を認めることができる<sup>121</sup>。

<sup>112</sup> 広島高松江支判昭30年9月28日高刑集8巻8号1056頁。

<sup>113</sup> 注釈刑法(福田)13頁参照。

<sup>114</sup> 最判昭和36年9月26日刑集15巻8号1525頁(有価証券に関するもの)参照。

<sup>115</sup> 長井・前掲注94 234頁、中森228頁、中山415頁参照。

<sup>116</sup> 大判明治35年4月7日刑録8巻4号48頁。

<sup>117</sup> 大判明治41年9月4日刑録14輯755頁。

<sup>118</sup> 井田169頁、大谷482頁、佐久間203頁、注釈刑法(福田)9頁、中森227頁、西田314頁、林369頁、前田352頁など参照。

<sup>119</sup> 大塚415頁参照。

<sup>120</sup> 植松・前掲注93 124頁以下。

<sup>121</sup> そのような事例で、事情を知らない他の郵便局員が顧客に偽造銀行券を真正な銀行券として交付して、通貨偽造・同行使罪の成立が認められた事例として、山根英嗣「ちょっと変わった通貨偽造罪」研

自動販売機に投入する行為も行使であると解されているが、自動販売機から取り出されて真貨として流通する可能性があると考えれば、肯定できるであろう<sup>122</sup>。しかし、投入されたものが、自動販売機では使えても、人は真正な通貨と騙せない程度のものであれば、そもそも偽造といえない<sup>123</sup>。そのようなものを自動販売機で使用した場合には、窃盗の問題として扱うべきである。

情を知らない使用者に渡して買い物させる場合については、交付罪とする見解<sup>124</sup>、行使罪を認める見解<sup>125</sup>、行使罪の間接正犯を認める見解<sup>126</sup>が主張されてきた。最近では、行使罪説を基本としながら、場合を分けて、使用者の受領した偽貨が使用者の所持金と区別されずに所持される場合には、渡した時点で流通に置かれたことになり行使だが、分けて保管されている場合は実際に使用されて行使が成立するとする見解<sup>127</sup>も主張されている。交付は偽貨と告げて渡す場合を意味するものと解するのが明快であること、自動販売機で使用する場合との均衡から使用者に渡す場合も流通に置いたとあってよいこと、などから行使の成立を認めるのが妥当であろう<sup>128</sup>。間接正犯説は、情を知った者に渡せば（その者の所持金と分けて保管される場合も含めて）直ちに交付罪が成立するとされていることと釣り合いがとれない<sup>129</sup>。

---

修 652 号 143 頁以下(2002)参照。同論文 150 頁以下は、行使罪の既遂時期について、被告人が資金室金庫内の真正な銀行券の束に偽造銀行券を混入させた時点、情を知らない郵便局の資金室担当者が窓口係員に偽造銀行券の混入した札束を営業用資金として渡した時点、窓口係員が顧客に手渡した時点の 3 つの時点を検討した上で(実際の起訴は の時点を既遂時期として行われている)、資金室金庫からの銀行券の出し入れが、休暇時を除いて被告人だけによって行われていたという事案のもとでは、 の時点が妥当としている(152 頁)。細かなことであるが、偽造銀行券が被告人以外の者の管理下に置かれればよいのであれば、 の時点よりも少し早く、休暇を取った被告人の代わりに他の郵便局員が出勤し、金庫の管理を開始した時点で既遂を認めることができよう。さらに、金庫の銀行券の管理権限が郵便局長にあることを考慮すれば(だからこそ横領でなく窃盗が認められている)、 の段階で既遂を認めることも十分可能であると思われる。

<sup>122</sup> 西田 313 頁、大谷 428 頁参照。

<sup>123</sup> 山口 418 頁参照。これに対して、平川 429 頁は、偽造を器械が真貨として処理する性質を有するものを作ることも含むとし、自動販売機で使用する目的も行使の目的にあたる、とするが、妥当でないと思われる。

<sup>124</sup> 大判明治 43 年 3 月 10 日刑録 16 輯 402 頁、柏木 234 頁、小暮ほか(村井)366 頁、曾根 230 頁、平野 258 頁、中山 418 頁など参照。

<sup>125</sup> 泉・前掲注 57 224 頁、植松・前掲注 60 136 頁、江家 122 頁、大塚 415 頁以下、大谷 429 頁、香川 245 頁、佐久間 203 頁、団藤 252 頁、注釈刑法(福田)14 頁、西原春夫『現代法学全集 36 犯罪各論』305 頁(筑摩書房、1974)、中森 231 頁(贈与とする)、西田 314 頁、前田 353 頁など参照。なお、大判昭和 2 年 6 月 28 日刑集 6 巻 235 頁は、有価証券について情を知らない者に交付した場合には行使罪が成立するとする。

<sup>126</sup> 青柳 211 頁、木村 235 頁、吉田・前掲注 57 1451 頁など参照。

<sup>127</sup> 山口 419 頁。

<sup>128</sup> 大塚 416 頁、前田 353 頁参照。

<sup>129</sup> 小暮ほか(村井)366 頁、中森 231 頁参照。

偽造通貨であると判明してすぐ返還されても行使罪が成立するが<sup>130</sup>、最初から怪しまれて受取りを拒まれた場合には未遂である<sup>131</sup>。交付罪が成立するとする見解もあるが<sup>132</sup>、交付も占有の移転が必要と解すべきである。

行使の目的は、未必的なもので足りると解されている<sup>133</sup>。行使の目的を法益侵害の危険性を高める主観的違法要素と考えれば、是認できる。行使の目的は、他人に行使させる目的でもよいと解されている<sup>134</sup>。この点も主観的違法要素と考える立場から説明できる。

#### (7)行使の目的のない場合

行使の目的なしに通貨を偽造した場合について、通説は、通貨及証券模造取締法で処罰されると解している<sup>135</sup>。たしかに、同法は、模造通貨の製造自体を処罰しており、偽造に至らない真貨に紛らわしいものを製造すると処罰されるが、より精巧な偽造通貨を製造すると処罰されないというのは著しく不均衡である。また、模造は偽造を含む概念と解することは可能な解釈であろう。

しかし、翻って考えてみると、行使目的のない偽造・模造を処罰する必要があるかは疑問である。例えば、パソコンのスキヤナとプリンターを用いて、装飾用に数枚の銀行券を印刷することを処罰する必要があるかは疑問である。非対面で使用できる支払用カードでさえ、「人の財産上の事務処理を誤らせる目的」で「不正に」作った場合に初めて処罰されるのであり（刑法 163 条の 2 第 1 項）、少なくとも立法論としては、模造通貨についても、例えば、「人の財産上の事務処理を誤らせる目的」で「不正に」製造することを要求すべきである<sup>136</sup>。さらに、一歩進んで、解釈論としても、書かれざる構成要件要素として、何らかの主観的要件を要求することを考えるべきであると思われる。このような解釈は、窃盗罪等において不法領得の意思が要求されているように、前例がないわけではない。判例は、通貨及証券模造取締法の法益も、通貨偽造罪と同じく、通貨等の真正に対する社会の信頼、ひいてはそれから生じる取引の安全にある

<sup>130</sup> 大判昭和 7 年 6 月 15 日刑集 11 卷 837 頁。

<sup>131</sup> 未遂とした例として東京高判昭和 53 年 2 月 8 日判タ 363 号 326 頁がある。

<sup>132</sup> 前田 352 頁。

<sup>133</sup> 大塚 414 頁、大谷 427 頁、佐久間 202 頁参照。これに対して、香川 243 頁、注釈刑法(福田)9 頁は、未必的認識では足りないとし、佐伯 78 頁は、行使されることについての是認が必要とする。

<sup>134</sup> 最判昭和 34 年 6 月 30 日刑集 13 卷 6 号 985 頁。

<sup>135</sup> 井田 169 頁、植松・前掲注 60 134 頁、香川 244 頁注 6、小暮ほか(村井)365 頁、注釈刑法(福田)11 頁、中森 227 頁、西田 321 頁など参照。

<sup>136</sup> 通貨及証券模造取締法は、製造のほかには、販売だけを処罰し、行使は処罰していない点でも特異な法律である。団藤 249 頁注 6 は、「『製造』・『販売』が大量的または反復的なものだからであろうか」とするが、法律上そのような場合に限定されているわけでは、もちろんない。

と解しており<sup>137</sup>、そのような理解からは、通貨を取引に使用する目的を要求するのが自然である。

何らかの主観的要件を要求するとしても、自動販売機でのみ使用する目的の場合を除外すべきでないとするれば、行使の目的に限定することはできない。また、判例は広告目的の場合も処罰しているので<sup>138</sup>、(立法論としてはともかく解釈論としては)この判例を前提とすれば、取引に使用する目的に限定することもできない。そうだとすれば、(自動販売機等の機械に使用するような間接的な場合を含めて)人に占有を移転する目的を要求するくらいであろうか。逆にいえば、自分の手元に置いて装飾や教材用として用いる目的の場合には、処罰されないと解すべきである。

#### (8) 交付の意義

刑法 148 条 2 項は、偽造・変造通貨の交付を、行使と並んで処罰している。交付とは、偽造・変造の通貨を、偽貨と告げてまたは偽貨と知っている者に移転させる行為をいう。行使の予備行為ないしは教唆・帮助行為を独立して規定したものであり、交付を受けた者が後にこれを行っても別個に行使罪の教唆・帮助は成立しない<sup>139</sup>。

偽造通貨を偽造の共犯者間で分配しても、偽造の危険を上回る危険は生じていないので、交付罪を構成しない<sup>140</sup>。これに対して、行使を共謀した者の中で授受する行為は、交付にあたらぬとする下級審裁判例もあるが<sup>141</sup>、行使の準備行為として交付にあたると解すべきであろう<sup>142</sup>。

#### (9) 輸入の意義

刑法 148 条 2 項は、さらに、偽造・変造の通貨の輸入も行使・交付と同様に処罰している。輸入とは、船による場合は陸揚げしたとき、航空機による場合は着陸して荷下ろししたときをいう、と解する陸揚げ説が判例<sup>143</sup>・通説<sup>144</sup>であ

<sup>137</sup> 前掲注91判決。

<sup>138</sup> 表面が百円券とほぼ同一で上下2カ所に小さくサービス券と赤い文字で記載し、裏面には広告を記載したサービス券について、通貨及証券模造取締法の成立を認めた最決昭和62年7月16日刑集41巻5号237頁参照。

<sup>139</sup> 前掲注124判決、東京高判昭和31年6月26日高刑集9巻7号659頁、注釈刑法(福田)15頁、中森230頁参照。

<sup>140</sup> 浅田ほか(松宮)275頁、大塚416頁、大谷429頁、大コメ(江藤)27頁、中森230頁、山口419頁など参照。反対説として、青柳211頁以下、植松・前掲注60136頁など参照。

<sup>141</sup> 東京高判昭和31年6月26日高刑集9巻7号659頁。

<sup>142</sup> 大谷429頁、大コメ(江藤)27頁、山口418頁以下など参照。

<sup>143</sup> ただし、大判明治40年9月27日刑録13輯1007頁(あへん煙輸入に関するもの)、最判昭和58年9月29日刑集37巻7号1110頁(関税法違反に関するもの)、最決平成13年11月14日刑集55巻6号763頁(覚せい剤輸入に関するもの)など、偽造通貨の輸入に関する判例ではない。

るが、領海内に入ったときとする領海説<sup>145</sup>も有力に主張されている。陸揚げ説の根拠は、陸揚げされることによって偽造通貨が流通する危険が発生しないし著しく高まるという点にある。この理由づけは、領海内の船（例えばカジノ船）の上で偽造通貨の使用が予定されているような場合には妥当しないが（この場合は船に積み込んだ時点で輸入を認めるべきであろう）、そのような特別な場合を除けば、判例・通説を支持してよいであろう。

#### (10) 罪数

同一機会に多くの通貨を偽造・変造したときは包括一罪として扱われる。行使・交付も同じである<sup>146</sup>。

判例・通説は、偽造と行使、取得と行使を、牽連犯と解している<sup>147</sup>。

行使と詐欺の関係について、判例<sup>148</sup>・通説<sup>149</sup>は、詐欺が行使に吸収されるとする。その根拠としてよく挙げられているのは、行使は通常詐欺を含んでおり、不法内容が共通している、という点である。しかし、これらは偽造有価証券行使と詐欺についても同様であって、両者が牽連犯として扱われている以上、十分な根拠とはいえないと思われる<sup>150</sup>。偽造通貨行使罪と詐欺罪の保護法益の性質が異なることからすれば、牽連犯説にも十分理由がある。取引の安全の保障を強調する立場から両罪の成立を認めるのは理論的に一貫しないとする見解もあるが<sup>151</sup>、偽造通貨行使罪が保護する取引の安全は、当該取引を行う個人の財産の安全ではないので、あたらないであろう。牽連犯と解する場合の最大の問題点は、取得後知情行使罪について定める刑法 152 条の趣旨が没却されるという点にあり、そうだとすれば、一般的には牽連犯としながら、同条の場合に限って詐欺が吸収されると解することも可能であろう<sup>152</sup>。

結局、判例・通説の立場を支持するとすれば、その根拠は、第 1 に、偽造通

---

<sup>144</sup> 大谷 430 頁、大コメ(江藤)28 頁、西田 322 頁、山口 419 頁など参照。

<sup>145</sup> 植松・前掲注60 136 頁、大塚 416 頁など参照。

<sup>146</sup> 注釈刑法(福田)18 頁、中森 228 頁など参照。

<sup>147</sup> 行使に吸収されるとする説として吉田・前掲注57 1450 頁、中山 419 頁も参照。

<sup>148</sup> 大判明治 43 年 6 月 30 日刑録 16 輯 1314 頁。

<sup>149</sup> 井田 169 頁、大塚 417 頁、大谷 430 頁、香川 246 頁、江家 121 頁、齋藤信治『刑法各論』272 頁(有斐閣、第 2 版、2003)、曾根 230-231 頁、大コメ(江藤)29 頁、団藤 250 頁、注釈刑法(福田)18 頁、中森 230 頁、西田 316 頁、林 369 頁、平川 430 頁、前田 354 頁、森本 123 頁、吉田・前掲注57 1451 頁。これに対して、牽連犯説として、木村 235 頁、佐久間 204 頁、西原 281 頁。

<sup>150</sup> これに対して、大コメ(江藤)29 頁は、通貨は有価証券よりも取引上の交換物としての性格がより強いとして、中森 230 頁も、通貨は本来的な支払手段であるとして、偽造有価証券行使の場合と区別しようとしている。

<sup>151</sup> 小暮ほか(村井)368 頁。

<sup>152</sup> そのような見解として、植松・前掲注93 132 頁。仮に詐欺罪の成立を認めるとしても、刑法 152 条の法定刑の限度内にとどめる必要がある、とする見解として、中山 420 頁参照。

貨行使の場合は、その法定刑が十分に重い（無期または 3 年以上の有期懲役）ので、詐欺罪の成立を別個に認める必要がないこと、第 2 に、取得後知情行使の場合は、刑法 152 条の立法趣旨を無にしないような解釈が必要であること、の 2 点に求める必要があると思われる。したがって、詐欺罪は、第 1 の根拠から、偽造通貨行使罪とは共罰的事後行為であり（理論的には詐欺罪で起訴することもできる<sup>153</sup>）、第 2 の根拠から、取得後知情行使罪とは不可罰的事後行為である（詐欺罪で起訴することはできない）と解すべきである。

詐欺が行使に吸収されると解するのであれば、均衡上、自動販売機で使った場合の窃盗も同じように吸収されると解すべきであろう<sup>154</sup>。

### (11) 外国通貨偽造等の罪

刑法 149 条は、外国通貨の偽造・行使等を処罰している。外国通貨とは、外国政府が通貨として認証したものをいう<sup>155</sup>。したがって、外国通貨かどうかは、その国の法律によって通貨としての性格が認められているかによって判断される<sup>156</sup>。外国政府は、国家として実在することを要するが、国際法上承認されたものであるかどうかは問わない<sup>157</sup>。通貨を発行した政府が瓦解した後も、当該国家においてなお通貨として認められているのであれば、外国通貨である<sup>158</sup>。

外国通貨は、「日本国内に流通している」ものが客体となる。すでに述べたように、「流通」とは、事実上の流通と解されている。わが国で強制通用力をもっている必要がないのはもちろん、本国で強制通用力が認められている必要もない<sup>159</sup>。しかし、本国で法定の通貨として認められていることは必要である<sup>160</sup>。強制通用力が重要でないことは、すでに述べたとおりである。日本国外でのみ

<sup>153</sup> 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）の組織的詐欺罪（3 条 1 項 9 号）が成立する場合にも、法定刑は 1 年以上の有期懲役なので、なお偽造通貨行使罪の方が重い。将来もし偽造通貨行使罪より重い詐欺の加重類型が登場したとすれば、その犯罪類型を適用すべきである。

<sup>154</sup> 大谷 430 頁、山口 419 頁など参照。

<sup>155</sup> 前掲注 77 判決。

<sup>156</sup> 吉田・前掲注 57 1445 頁は、通貨は、文書の一種であるから、価格の明記のあるものでなければならず、象牙、貝殻、宝石などが支払手段として通用していても、発行権者の認証した価格の明記のないものは通貨ではない、とする。しかし、秤量貨幣は、重さで通貨単位を示しているが、これが通貨でないということはない。象牙、貝殻、宝石等も、外国政府の認証を受けた通貨といえるのであれば、外国通貨に該当するというべきであろう。そのような外国通貨が、日本国内で取引の媒介手段として「流通する」ことが考えにくいだけである。

<sup>157</sup> 前掲注 77 判決参照。注釈刑法（福田）23 頁。

<sup>158</sup> 大判大正 8 年 11 月 27 日刑録 25 輯 1149 頁参照。

<sup>159</sup> 江家 119 頁、注釈刑法（福田）22 頁参照。なお、注釈刑法（福田）22 頁の記述は、強制通用力を通貨の必要条件とする同書 8 頁の記述と矛盾しており、ここにも強制通用力という概念をめぐる混乱がみられる。

<sup>160</sup> 刑法の制定過程において、政府委員がその旨を表明している（松尾・前掲注 47 1953 頁参照）。

流通する通貨の偽造等については、外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に關する法律で処罰される。

平和条約発行前のドル表示軍票の偽造について、最決昭和 28 年 5 月 25 日(刑集 7 卷 5 号 1128 頁[1130 頁])は、「米軍施設における交換の媒介物として米軍によつて発行せられ、その流通が制限的であるとはいへなお日本国内に流通するというを妨げないから」「『内国に流通する外国の紙幣』に当る」と判示していた。一方、最決昭和 29 年 11 月 11 日(刑集 8 卷 11 号 1821 頁[1822 頁])は、「占領軍の軍人、軍属及びその家族が、占領軍施設内においてこれを使用することができるほか、わが国の通信官署の職員が、電信電話の料金として受領することができる等制限的ではあるが日本国内に流通するものであるから」「『内国に流通する外国の紙幣』に当る」と判示していた。平和条約発行後は、ドル表示軍票は、電信電話料金として使用することも禁止され、占領軍施設外での流通はまったく認められなくなったが、最決昭和 30 年 4 月 19 日(刑集 9 卷 5 号 898 頁)は、なお外国通貨偽造罪の成立を肯定した。しかし、これを疑問視する見解も有力である<sup>161</sup>。

事実上流通していても、流通が法律で禁止されたものは保護に値しないので、含まれない<sup>162</sup>。したがって、「内国に流通する」(口語化後の現行刑法では「日本国内に流通している」とは、適法に内国に流通する、という意味に解されなければならない。上記のドル表示軍票は、事実上一部の限られた日本人間に流通していたようであるが、それは法によって禁止された流通であるから、そのような流通との関係で「内国に流通する外国の紙幣」ということはできない。

偽造通貨に相当する真貨が存在する必要があるかという問題は、外国通貨についても存在している。外国通貨については、日本の一般人は詳しく知らないため、騙される可能性という点からいえば、内国通貨よりも可能性が大きいといえるかもしれない<sup>163</sup>。そして、外国通貨については、事実上の流通で足りるので真貨の存在は必要ない、とする見解もある<sup>164</sup>。しかし、外国通貨の解釈として外国の法定通貨であることを要求するのであれば、たとえわが国で事実上流通していても、そのような外国通貨が実際に存在していないのであれば、これを外国通貨の偽造と認めることはできないように思われる。なお、偽造通貨に相当する真貨は、単に存在するだけでなく、日本国内に流通していることが

<sup>161</sup> 注釈刑法(福田)21 頁、平川 431 頁、香川 248 頁、町野・前掲注45 342 頁など参照。

<sup>162</sup> 東京高判昭和 29 年 3 月 25 日高刑集 7 卷 3 号 323 頁、浅田ほか(松宮)276 頁、大塚 418 頁、大谷 431 頁、香川 248 頁注 4、注釈刑法(福田)20 頁以下、中森 228 頁、平川 431 頁、平野 256 頁、山口 420 頁。そうだとすれば、外国通貨が日本で流通することが法律で認められていることを要し、「事実上」流通するものは含まれない、と表現すべきかもしれない(宮沢・前掲注67 137 頁参照)。

<sup>163</sup> 江家 119 頁以下、中森 227 頁参照。

<sup>164</sup> 小暮ほか(村井)363 頁。

必要であろう<sup>165</sup>。

発行前の外国通貨など、これから流通することが予定されている場合はどうか。内国通貨の「通用する貨幣、紙幣又は銀行券」の意義については、これから通用する場合も含むと解した。均衡上、近い将来に流通することが予定されている外国通貨の偽造も処罰すべきであるとも考えられるが、「流通している」という文言に流通することが予定されている場合を含めることは、文言上の制約から難しいように思われる。

偽造外国通貨行使罪（刑法 149 条 2 項）は、単に「偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し」と規定して、1 項のような「国内に流通している」外国通貨という限定がないが、それは当然のこととして規定しなかつただけであると解されている<sup>166</sup>。

#### (12) 偽造通貨等取得

刑法 150 条の偽造通貨等取得罪の客体は、偽造または変造された通貨であり、行使の目的で偽造・変造されたものであることを要しない<sup>167</sup>。取得に、違法行為、例えば、盗取、騙取が含まれることについては争いが無い。これに対して、横領は、占有の移転がないから取得でないとする見解が有力である<sup>168</sup>。しかし、取得罪が行使の予備段階を処罰しようとしているのであれば（行使の目的が要求されている）、所有者を排除して領得する行為を排除する理由はないであろう<sup>169</sup>。「取得」という文言に横領行為を含めることが日常用語の意味を超えているとまではいえないと思われる。

通貨には、日本国内に流通している外国通貨も含まれると解されている。

偽造通貨を取得後に行使した場合には、行使罪が成立し取得罪と牽連犯になる。

#### (13) 偽造通貨取得後知情行使

刑法 152 条の偽造通貨取得後知情行使罪は、フランス刑法にならった、旧刑法以来の規定である。取得時に偽貨であることを知っていた場合には、本罪ではなく偽造通貨等取得罪が成立する。

法定刑が罰金だけなのは、偽貨の取得によって生じた損害を他人に転嫁する

<sup>165</sup> 大塚 418 頁、西田 323 頁、山口 420 頁など参照。

<sup>166</sup> 大塚 418 頁、西田 315 頁など参照。

<sup>167</sup> 大谷 432 頁、大コメ(江藤)36 頁、中森 231 頁、前田 355 頁など参照。

<sup>168</sup> 大塚 419 頁、大谷 432 頁、香川 249 頁注 2、木村 236 頁、中山 421 頁など参照。

<sup>169</sup> 浅田ほか(松宮)276 頁、植松・前掲注60 140 頁、大コメ(江藤)37 頁、中森 231 頁以下、西田 324 頁など参照。

行為は類型的に適法行為の期待可能性が低いとされたことによる<sup>170</sup>。責任の軽さが本条の根拠であることから、本罪には違法に偽貨を収得した場合は含まれない、と解する見解が有力である<sup>171</sup>。そのように解すると、刑法 150 条の「収得」(違法な場合も含む)と刑法 152 条の「収得」(違法な場合を含まない)とは、異なった意味に解されることになるが、それは概念の相対性として不当なことではないであろう。むしろ問題があるとすれば、違法といってもその程度が様々であるので、例えば物価統制令に違反する場合はどうかなど不明確な点が残ることである<sup>172</sup>。財産犯によって得た場合とか、刑法犯によって得た場合(収賄なども含まれる)といった限定が難しいとすれば、違法に収得した場合も一律に含まれると解する方が明確であり、罪刑法定主義上も望ましいと思われるが、なお疑問をとどめたい。

罪数については、すでに述べたように、通説は、収得後知情行使により財物を得ても、詐欺罪は本罪に吸収され成立しないと解している<sup>173</sup>。

なお、偽造・変造の外国通貨については、行為当時の為替相場(当日の終値)を基礎に、その相当額を換算するほかない、という指摘がある<sup>174</sup>。判例が追徴の算定時について犯行時説を採っていることから<sup>175</sup>、行為時説が妥当であろう。

立法論的には、「警察に届け出た者に対しては、事実上の措置として補償が行なわれている例もある」とされており<sup>176</sup>、そうでなくとも刑が軽すぎる、という批判がある<sup>177</sup>。 . でみたように、旧刑法の起草者は、日常的な取引において少額の偽造通貨を収得した場合を主として念頭に置いており、多額の偽造通貨の場合の妥当性について疑問があるのは、否定しがたいと思われる。同罪に関する改正刑法草案の規定については、 . で触れる。

---

<sup>170</sup> 団藤 255 頁、西田 324 頁参照。

<sup>171</sup> 大塚 420 頁、大谷 433 頁、香川 250 頁、江家 123 頁、中森 232 頁、西田 324 頁など参照。反対説として、青柳 213 頁、浅田ほか(松宮)276、280 頁以下、内田 550 頁、大コメ(江藤)47 頁、中山 422 頁など参照。

<sup>172</sup> 青柳 214 頁注 2 参照。

<sup>173</sup> なお、長井圓「偽造通貨行使と詐欺罪との関係」内田文昭編著『法学基本講座 刑法各論 100 講』236 頁(学陽書房、1984)は、「収得後知情行使は、一般に偽造者と共犯関係を欠く被害者的で偶発的な行為であるから、法益危殆化・違法性が乏しいゆえに、詐欺罪による処罰を前提にして、軽い法定刑を定めたと解する余地はないだろうか」とする。

<sup>174</sup> 植松・前掲注60 141 頁、香川 250 頁以下。

<sup>175</sup> 最大判昭和 43 年 9 月 25 日刑集 22 卷 9 号 871 頁。

<sup>176</sup> 法制審議会刑事法特別部会『改正刑法草案 附同説明書』205 頁(法曹会、1972)。

<sup>177</sup> 中森 232 頁参照。藤木英雄『刑法講義:各論』135 頁(弘文堂、1976)は、立法論として、偽造通貨をつかまされた者に対して公的な補償を与えて、被害の届出を励行させるような措置を講じた上で、本条を廃止すべきであるとする。

#### (14) 通貨偽造等準備

刑法 153 条は、通貨偽造の予備行為のうちで、器械または原料の準備だけを処罰している。「器械」とは、ある程度の設備をもったものと解すべきである<sup>178</sup>。

本罪の準備に、他人による偽造の用に供する目的の場合も含まれるかについては、結論としてこれを肯定する見解が通説である<sup>179</sup>。

本罪の成立には、行使目的をもった偽造・変造を予定していることが必要である<sup>180</sup>。行使の目的は主観的違法要素であるから、正犯者に行使の目的があることを認識していれば足りるのであろう<sup>181</sup>。

判例・通説は、偽造目的をもって器械・原料を準備することによって本罪は直ちに成立し、偽造・変造が可能な程度に達していなくてよいとする<sup>182</sup>。たしかに、すぐ偽造に取りかかってこれに成功する程度に準備が完了している必要はないが、用意された器械・原料が偽造に適したものである必要はあろう<sup>183</sup>。用意した器械・原料が不完全かつ不十分であり、技術の拙劣と相まって完全な写真銅版を制出することができなくても本罪が成立する、とする判例<sup>184</sup>には、少なくとも一般論としては疑問がある。

本罪の準備について、凶器準備集合罪の準備の解釈と同様に解すれば、すでに器械や原料を有していて、偽造または変造の用に供する目的が生じた場合にも、「準備した」と解し得ることになる。しかし、凶器準備集合罪は、集合行為と相まって成立するので、このような解釈を採ってもそれほど不当ではないが、本罪で同じ解釈を採ると、偽造または変造の用に供する意思が生じただけで処罰されることになって不当であろう。例えば、パソコン、イメージスキャナ、プリンター、紙、本物の銀行券を所持している者に、これらを用いて偽造をする意図が生じると、それだけで準備罪が成立することになり、それは、意思自体を処罰することに等しく疑問である。

<sup>178</sup> 器械と言い得ない単純な道具、例えば毛筆などは含まれないとする見解として、江家 124 頁、香川 252 頁注 5、注釈刑法〔福田〕31 頁参照。

<sup>179</sup> その理由は、予備に他人予備も含まれると解する見解(曾根 232 頁、中 229 頁、中森 229 頁、西田 325 頁、山口 421 頁など)と、本罪が予備だけでなく幫助の一形態も合わせて規定したものと解する見解(井田 170 頁、大塚 421 頁、大谷 434 頁、香川 253 頁、佐久間 206 頁、団藤 255 頁、中山 423 頁、前田 357 頁など)に分かれている。これに対して、不可罰説として植松・前掲注 60 143 頁、本罪の従犯とする見解として、内田 546 頁注 2 参照。

<sup>180</sup> 大判昭和 4 年 10 月 15 日刑集 8 巻 485 頁。学説として、浅田ほか〔松宮〕277 頁、大塚 421 頁、大谷 435 頁、香川 252 頁、大コメ〔江藤〕46 頁、団藤 255 頁注 2、中森 229 頁、西原 283 頁、平川 433 頁、堀内捷三『刑法各論』268 頁(有斐閣、2003)、前田 357 頁、山口 422 頁など参照。反対説として、木村 238 頁、佐久間 206 頁参照。

<sup>181</sup> 西田 325 頁参照。

<sup>182</sup> 大判大正 2 年 1 月 23 日刑録 19 輯 28 頁。

<sup>183</sup> 中森 229 頁、山口 422 頁参照。

<sup>184</sup> 前掲注 180 判決。

本罪に従犯が成立するかについては、予備罪の従犯を認める立場からの肯定説<sup>185</sup>、一般的には予備罪の従犯を否定するが本罪が独立罪であることを理由とする限定肯定説<sup>186</sup>、予備罪の従犯を認めない立場からの否定説<sup>187</sup>が対立しており、判例は肯定説に立っている<sup>188</sup>。予備行為も修正された構成要件に該当する行為であって共犯規定の解釈に関しては実行行為といい得るから、肯定説が妥当である<sup>189</sup>。

## ・通貨偽造罪の将来

以下では、通貨偽造罪の将来ということで、改正刑法草案における通貨偽造の罪と、近時注目を集めている電子マネーおよび地域通貨の偽造の問題をとりあげる。もっとも、改正刑法草案はすでに過去の文書というべきであり、電子マネーや地域通貨の偽造は、あくまで現行刑法の解釈の問題としてとりあげているだけなので、これを「通貨偽造罪の将来」と題するのは、羊頭狗肉といわざるを得ない（狗肉でさえないかもしれない）ことを最初にお断りしておきたい。

### 1. 改正刑法草案

昭和49(1974)年5月29日に法制審議会総会で決定された、改正刑法草案は、その後、様々な批判を受け、結局一度も国会に提出されることがないまま現在に至っている。刑法典の平易化のための全面改正や、時代の変化に応じた様々な一部改正がなされた現在、改正刑法草案の意義は、まったく歴史的なものとなっているといつてよいであろう。その意味では、改正刑法草案は、通貨偽造罪の将来ではなく、過去を扱ったものでとりあげるべきものであったかもしれない。しかし、改正刑法草案の通貨偽造罪の規定には、将来の改正の方向を示している点もあるので、ここで扱うこととしたい。改正刑法草案の通貨偽造罪の規定は以下のようなものである。

#### 212条（通貨の偽造・行使）

行使の目的で、日本国又は外国の通貨を偽造し、又は変造した者は、三年以上の有期懲役に処する。

偽造し又は変造した日本国又は外国の通貨を行使し、又は行使の目的で、人に交付し、もしくは日本国もしくは外国に輸入した者も、前項と同じである。

<sup>185</sup> 大谷 435 頁、西田 326 頁、山口 422 頁など参照。

<sup>186</sup> 団藤 256 頁、注釈刑法(福田)32 頁など参照。

<sup>187</sup> 大塚 422 頁、森本・前掲注57 124 頁、中山 424 頁など参照。

<sup>188</sup> 大判昭和4年2月1日刑集8巻84頁。

<sup>189</sup> 西田 326 頁参照。

213 条（偽造通貨の取得）

行使の目的で、偽造し又は変造した日本国又は外国の通貨を取得した者は、五年以下の懲役に処する。

214 条（未遂）

前二条の罪の未遂犯は、これを罰する。

215 条（罰金の併科）

前三条の罪を犯した者に対しては、情状により、百万円以下の罰金を併科することができる。

216 条（取得後の知情行使）

偽造し又は変造した日本国又は外国の通貨を取得した後に、偽造又は変造であることを知つてこれを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

217 条（予備）

第二一二条第一項の罪を犯す目的で、器具又は原料を準備し、その他予備の行為をした者は、五年以下の懲役に処する。

218 条（自首）

本章の罪を犯したことが発覚する前に自首した者は、その刑を軽減し、又は免除する。

現行法との比較でみた大きな特徴は、外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に關する法律のうち通貨に関する規定を刑法に取り入れて、日本国の通貨と外国の通貨を同じに扱うものとしたことである。国外犯処罰についても、現行刑法の保護主義（2条4号）から世界主義（草案7条4号）に転換している。

これは、今日では、通貨に関する公の信用を保護することが世界共通の利益となっており、特に、「偽造通貨ノ禁庄に關スル国際条約」（1929年ジュネーブにおいて署名）によって、外国の通貨に対しても自国の通貨に対するのと同等の保護を与えることが要請されているものと認識されたためである<sup>190</sup>。しかし、このような態度に対しては、「外国でのみ通用する外国通貨の偽造は、基本的にはその国の刑法によって処罰されれば十分なのであり、日本の刑法をもこれに及ぼす必要があるとは思われない。まして、まだ日本が批准していない『偽造通貨ノ禁庄に關スル国際条約』に配慮して、このような立法を行うことが妥当であるかは疑問である」という批判もある<sup>191</sup>。たしかに、自国通貨と外国通貨を全く同じに扱い、国外犯処罰について世界主義を採ることが、現在の世界の

<sup>190</sup> 法制審議会刑事法特別部会・前掲注176 204 頁。なお、平場安治・平野龍一編『刑法改正の研究 2 各則』（東京大学出版会、1973）参照。

<sup>191</sup> 町野・前掲注45 342 頁以下。

趨勢とまではいえないのであって、戦前の条約を根拠として直ちにこのような改正をする必要は、少なくとも現在の時点ではないであろう。

通貨偽造・行使等に対する刑罰の点では、懲役と罰金を併科できることとし、量刑の実情に鑑み、無期懲役が削除されている<sup>192</sup>。 . でみたように、改正刑法草案が決定された以降の量刑では、10年を超える刑の言渡しもみられないのであるから、妥当な改正案といえよう。

批判の強かった取得後知情行使罪の刑罰については、スライド罰金制が廃止され、懲役刑が加えられた。理由として、説明書は、「本条の行為が常に犯情軽微であるとは限らないこと、なるべく早い段階で偽造又は変造の通貨を発見することにより、その流通を防止するとともに、偽造犯人の検挙をも容易にする必要があること、取得した偽造・変造の通貨を警察に届け出た者に対しては、事実上の措置として補償が行なわれている例もあることなどを考慮したためである。また、罰金および科料に関する現行法のいわゆるスライド制は、犯情を全体として考慮することを妨げる結果になるので、これに代えて一定額以下の罰金という通常の規定方法によることとし、さらに、本条の罪質からみて、科料を規定しておくのは適当でないとされた」と説明している<sup>193</sup>。懲役刑を加えることは、詐欺罪が本罪に吸収されるという解釈を採る以上は、やむを得ないであろう。しかし、スライド制罰金刑については、アメリカ合衆国刑法のように、これを一般的に刑法総則に規定している立法例もあり、もっと積極的に評価してもよいのではないかと思われる。

予備については、資金や技術者を集めることなどの重要な予備行為があり、これを放置しておくことは通貨偽造罪の重大性からみて適当でないとして、予備行為一般を処罰することとしている<sup>194</sup>。

自首減免規定は、偽造宝貨律から旧刑法まで存在していたが、現行刑法では採用されなかったのを、復活させたものである。流通による混乱の重大性と発見の困難を考慮すると、妥当な立法案であろう<sup>195</sup>。

## 2. 電子マネー

電子マネーという言葉に明確な定義があるわけではないが、ここでは、電子化された決済手段と定義しておきたい<sup>196</sup>。電子マネーが通貨の単位及び貨幣の

<sup>192</sup> 法制審議会刑事法特別部会・前掲注176 204 頁。

<sup>193</sup> 法制審議会刑事法特別部会・前掲注176 205 頁。なお、母法であるフランス刑法の取得後知情行使罪は、定額罰金に改められている(442-7 条)。

<sup>194</sup> 法制審議会刑事法特別部会・前掲注176 205 頁。

<sup>195</sup> 団藤 257 頁参照。

<sup>196</sup> 岩原・前掲注40参照。館監修・前掲注74 6-7 頁は、電子決済システムを、ストアードバリュー型商品(ICカード型、ネットワーク型)とアクセス型商品(オンラインバンキング型、クレジットカード型、デビットカード型、電子小切手型)に分けて、ストアードバリュー型商品を電子マネーと呼んでいる。なお、外国為

発行等に関する法律にいう「通貨」にあたらなことはいうまでもない。したがって、電子マネーが現行刑法の通貨偽造罪の客体に該当しないこともいうまでもない。

電子マネーは、一時大きな注目を浴びたわりには、現在のところ社会に広く普及しているわけではない。しかし、電子マネーが、今後しだいに普及していくことは疑いないであろう。その結果、現物の通貨にとってかわる存在になるかどうかはわからない。将来における電子マネーの刑法的保護のあり方は、電子マネーのあり方によるので、現在の時点で予測することは困難である。以下では、現状の電子マネーの偽造が、刑法上どのような犯罪に該当し得るかについて簡単に触れることにしたい。なお、「電子マネーの偽造とは、発行者以外の無権限者が真正マネーと同様に機能しうるデジタル情報を作成した場合をいうものとする」<sup>197</sup>。電子マネーについては様々な分類が行われているが、刑法的保護を考える上では、ICカード型とネットワーク型の区別が最も重要であり、この区別に従って以下簡単に検討したい。

#### (1) ICカード型電子マネー

ICカード型電子マネーは、「(人の財産上の)事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するもの」ということができるので、その財産上の権利を記録した電磁的記録部分の改変等は、2001年の刑法一部改正(平成13年法律第97号)によって新設された支払用カード電磁的記録に関する罪(刑法163条の2以下)で処罰されることになる。電子マネーが保存されている記録媒体の形態が、「カード」と解することが難しい場合には、次に述べる、コンピュータに保存されているネットワーク型の電子マネーとして扱われることになる。

通貨に関する罪と支払用カード電磁的記録に関する罪を比較すると、通貨については、偽造・行使・交付・輸入・取得・準備が処罰されているのに対して、支払用カードについては、不正作出・供用・譲り渡し・貸し渡し・輸入・所持・作出準備が処罰されている。支払用カードについては、取得が処罰されていないが、取得の結果としての所持が処罰されているので、処罰範囲はほぼ等しく、

---

替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)6条1項7号は、同法の適用を受ける「支払手段」として、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨(同号イ)、小切手、為替手形、郵便為替および信用状(同号ロ)のほかに、証券、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定または多数の者相互間での支払いのために使用することができるもので、その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるもの(同号ハ)を挙げている。現在のところ、外為法6条1項7号ハにあたるものとして、政令で定められたものは存在していない。

<sup>197</sup> 電子マネー実現研究会「電子マネー実現に向けての法的検討」NBL640号24頁(1998)の定義である。同研究会は、「電子マネーの偽造と一言でいっても、その定義づけは案外むずかしい」としながらも、結局、本文のように定義している。

電磁的記録情報の取得・提供が処罰されている点では、支払用カードの処罰範囲の方が広い。法定刑については、通貨の方が重いが、通貨偽造に無期刑が科されたことはおそらく一度もなく（改正刑法草案は無期刑を除いている）、<sup>197</sup> してみたように過去 10 年間に 10 年を超える刑が言い渡されたこともないので、実際上の違いはあまりないといえる。

IC カード型電子マネーの偽造に関連する犯罪の諸類型について簡単に触れると、まず、IC カード型電子マネーを不正に作出した者は、支払用カード電磁的記録不正作出罪（刑法 163 条の 2 第 1 項）で処罰される<sup>198</sup>。もっとも、デジタル情報である電子マネーについては、オリジナルなマネー情報とコピーされた情報が同じであるため、正当に発行された電子マネーと偽造された電子マネーの区別が困難であるという問題がある<sup>199</sup>。そのため、偽造された電子マネーも、真正な電子マネーと区別がつかない限り、民事上有効なものとして扱われるのだとすれば<sup>200</sup>、<sup>197</sup> で論じた新円切替え事件における新円券と同様に、電子マネーの偽造として偽造罪で処罰することはできないという見解が主張されることになる。しかし、このような見解が妥当でないことについては、すでに述べたとおりである。

不正に作られた IC カード型電子マネーを、店頭のコンピュータまたはネットワークを介して支払いに用いれば、人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、人の財産上の事務処理の用に供したとして、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪で処罰される（刑法 163 条の 2 第 2 項）。その結果、財産上の利益を得ていれば、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得」たとして、電子計算機使用詐欺罪が成立する。この場合、他人の電子計算機に「虚偽の情報若しくは不正な指令」を与えたのか、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録」を人の事務処理の用に供したのかは、電子マネーの性質が「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録」といえるかどうかによって決まる。電子マネーの私法上の性質については様々な議論があるようであるが<sup>201</sup>、プリペイドカードと基本的に同じものと考えるのであれば、「財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録」ということになり、振込指図と解するのであれば、「虚偽の情報

<sup>198</sup> 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第 8 巻（第 148 条～第 173 条）』追補 4 頁（井上宏）（青林書院、第 2 版、2001）（以下大コメ（井上）として引用する）、山口厚「電子社会と刑事法」中里実・石黒一憲編著『電子社会と法システム』118 頁（新世社、2002）参照。

<sup>199</sup> しかし、偽造かどうかの立証は、2 つの電子マネーのデジタル組成を単純に比べるだけでなく、その他のあらゆる証拠および間接事実を駆使してなされるのであるから、偽造マネーの立証がおよそ不可能なわけではない（電子マネー実現研究会・前掲注 197 25 頁参照）。この点も、新円切替え事件における証紙の貼付された新円券の場合と同様である。

<sup>200</sup> 以上について、岩原・前掲注 40 467 頁以下参照。

<sup>201</sup> 岩原・前掲注 40 458 頁以下参照。

若しくは不正な指令」ということになる。もっとも、店頭で用いる場合には、店員を欺罔したとして、通常の詐欺罪が成立する場合も多いであろう。また、偽造した電子マネーをコンピュータに対して使用して得たものが財物であれば、窃盗罪が成立する。不正作出支払用カード電磁的記録供用罪と詐欺罪・窃盗罪との関係は、偽造有価証券行使罪とこれらの罪の関係と同様に、牽連犯ということになる<sup>202</sup>。

不正に作成された電子マネーを格納した IC カードを、人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、譲り渡し、貸し渡し、または輸入した者は、それぞれ不正電磁的記録カード譲り渡し罪、貸し渡し罪、輸入罪で処罰される（刑法 163 条の 2 第 3 項）。譲り渡し、貸し渡しに関しては、相手方が不正に作出されたものであることの情を知っているか否かを問わない、とされている<sup>203</sup>。

人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、不正に作成された電子マネーを格納した IC カードを所持した者は、不正電磁的記録カード所持罪で処罰される（刑法 163 条の 3）。

さらに、人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電子マネーの電磁的記録の情報を取得した者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処される（刑法 163 条の 4 第 1 項）。情を知って、その情報を提供した者、不正に取得された電磁的記録の情報を人の財産上の事務処理を誤らせる目的で保管した者も、同様に処罰されている（同法 163 条の 4 第 2 項、3 項）。

## (2) ネットワーク型電子マネー

インターネットに接続したパソコンの記憶媒体に記録してネットワークを通じて使用するネットワーク型の電子マネーの場合について、自分でパソコン内に不正に「電子マネー」を作成した場合は、私電磁的記録不正作出罪が成立する（刑法 162 条の 2 第 1 項）<sup>204</sup>。その電子マネーを、ネットワークを介して、人の財産上の事務処理を行うパソコンに送り、その事務処理を誤らせて、財産上の利益を得た場合は、不正作出電磁的記録供用罪と電子計算機使用詐欺罪が成立し得る。

ネットワーク型電子マネーを発行銀行から不正に（例えば権利者になりすまして）取得した場合は、偽造の問題ではなく詐欺の問題であり、ネットワーク型電子マネーを財産上の利益とみることができれば、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めることができる。IC カード型電子マネーを発行者から不正に取得した場合も同様である。電子マネーをプリペイドカードと基本的に同様のものと

<sup>202</sup> 西田 345 頁参照。

<sup>203</sup> 大コメ(井上)10 頁参照。

<sup>204</sup> 佐久間修「電子マネーの偽造とコンピュータ詐欺罪」『事例解説』現代社会と刑法』239 頁(啓正社、2000) (初出は現代警察 84 号(25 巻 2 号)62 頁以下(1998))、山口・前掲注198 118 頁参照。

解するのであれば（その法的構成はともかくとして）、電子マネーそれ自体を財産上の利益とみることに問題はない。これに対して、電子マネーを銀行口座の引落としに用いる暗証番号やパスワードと同様のものと解するのであれば、財産上の利益ということは困難であろう<sup>205</sup>（他人を騙してクレジットカードの番号と暗証番号を聞き出しても、それだけで詐欺罪が成立するとは考えられない）。

### （3）将来の電子マネー

以上は、現行法のもとでの、現状の電子マネーの刑法的保護についての検討であった。将来、電子マネーが現在の通貨と同じ機能を果たすようになったとすれば、その刑法的保護についても再検討がなされる必要が出てくるであろう<sup>206</sup>。

通貨偽造罪の通貨概念は、刑法に定義があるわけではなく、通貨に関する法律によって決まっているので、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律を改正して電子マネーを「通貨」に含めれば、通貨偽造罪の「通貨」にも一応は含まれ得ることになる。明治時代に、国立銀行によって発行された銀行券が存在していたように、通貨の発行主体が国ないし国に準じた機関でなければならないということはないし、日本銀行が法定通貨として電子マネーを発行することも、将来的にまったくあり得ないことではない<sup>207</sup>。

しかし、電子マネーが通貨に含まれると規定しさえすれば、通貨偽造罪で電子マネーの偽造を処罰することができるようになるかといえ、それは疑問である。現行刑法は、通貨が有体物であることと人に対して使用されることを前提として規定されており、これをそのまま電子マネーに適用することは困難だからである。例えば、「交付」「輸入」といった概念は、有体物を前提としたものであり、「行使」は人に対して使用する場合について用いられており、コンピュータ等に対して用いる場合には「供用（用に供する）」という概念が用いられている（刑法 161 条の 2、163 条の 2）。IC カード型の電子マネーが、現金と同

<sup>205</sup> 佐久間・前掲注204 238 頁は、このような法律構成を前提としている。

<sup>206</sup> 吉崎正弘『マルチメディア社会と法制度 何が変わり、何が生まれるのか』165 頁以下（ダイヤモンド社、1997）は、「価値を表わすシンボルである通貨は、信用を失えば何の価値もなくなるものなので、将来的には、現在の『通貨』の解釈を拡張して電気信号を含むものと解するか、立法措置を新たに講じ、電気信号偽造も通貨偽造罪の構成要件に該当するような手当ても必要になるかもしれない」とする。本文で述べたように、「解釈による拡張」は無理であり、立法が必要である。

<sup>207</sup> 政府が電子マネーを法定通貨 (Legal tender currency) とすることを提唱するものとして、Joshua B. Konvisser, "Coins, Notes, and Bits: The Case for Legal Tender on the Internet," *Harvard Journal of Law & Technology*, Vol.10, No.2, pp.321-352 (1997) 参照。佐久間・前掲注204 238 頁は、通貨発行権も通貨偽造罪の保護法益とみる立場を前提として、「今後の立法政策によっては、日本政府または地方自治体が共同で設立した公的認証機関の存在が、電子マネーの社会的機能を、強制通用力のある通貨と同程度にまで高めるかもしれない。それにもかかわらず、民間会社の発行した電子マネーであれば、そうした公的認証が日本銀行のもつ通貨発行権と同視されないかぎり、通貨に準じる法的保護を与えることは難しいであろう」としている。

じように、人から人に移転する使い方がなされるようになったとしても、それは、あくまで、ICカード相互間の通信によりデータをやりとりして決済を行っているのであって、人に対して行使したといえるかは疑問が残る。まして、電子マネーを用いた決済がすべてコンピュータによって行われる場合には、行使とはいえない。また、電子マネーでは、データが送られるだけで、電磁的記録それ自体が移転するわけではない点でも、従来の行使概念を超えるものがある。したがって、もし仮に電子マネーを通貨偽造罪で保護すべき時代がきたとすれば、電子マネーにふさわしい形で新たな立法が行われなければならないであろう。

もっとも、仮に、電子マネーが現在の通貨と同じような刑法的保護が必要になったとしても、最初に述べたように、支払用電磁的記録の刑法的保護は、通貨の保護にほぼ匹敵するか、より広い部分もあるので、電子マネーを通貨偽造罪の客体に含める実際上の必要性はあまりない。むしろ、ネットワーク型の電子マネーが普及していけば、現在の支払用電磁的記録の刑法的保護が支払用カードを構成するものに限定されていることの妥当性が問題になるであろう。その場合には、支払用電磁的記録それ自体を刑法で保護することにするのか、それとも、あくまで有体物との結びつきを重視して電子マネーが記録される媒体をコンピュータの記憶装置一般に広げることで対処することにするのか、選択を迫られることになるだろう。

### 3. 地域通貨

近時、地域通貨が注目を集めている。地域通貨の明確な定義はないが、ものやサービスを特定の地域やグループで循環させるため、コミュニティが独自に発行する交換媒体をいう<sup>208</sup>。地域通貨には、紙券や帳簿上のポイントを法定通貨と連動させるものと、法定通貨とは関係づけずに労働の価値などに置き換えるものがある。地域通貨が真正の通貨の外観に似たものでない限り、刑法の通貨偽造罪、通貨及証券模造取締法の罪に該当することはない<sup>209</sup>。

地域通貨は、文書に記載されていれば「権利、義務、事実証明に関する文書」ということができるので、発行主体に応じて、公文書偽造罪または私文書偽造罪の客体となる。また、財産上の権利が証券等に表章されていれば「有価証券」ということができるので、これを偽造すれば有価証券偽造罪が成立し得る。ただし、地域通貨が、金銭的に評価できない無償のサービスを受ける権利を表章しているような場合には、刑法で保護に値する財産上の権利を表章していると

<sup>208</sup> 地域通貨については、報告書 100 頁以下参照。

<sup>209</sup> 地域通貨が紙幣類似証券取締法により発行および流通が禁止される証券に該当するか、という問題があるが、この点については、報告書 105 頁以下参照。

はいえないであろう<sup>210</sup>。その場合には、文書偽造罪で保護されることになる。代表的な地域通貨の1つである「おうみ」は、2004年6月現在、タクシーの代金として利用することも可能なようであり<sup>211</sup>、「おうみ」を偽造して、タクシー代金の支払いに用いれば、有価証券偽造・同行使罪が成立すると思われる。

また、地域通貨が、ICカードに電磁的記録として記録されている場合には、「権利・義務・事実証明に関する電磁的記録」であり、その偽造は、電磁的記録不正作出罪に該当し得る。さらに、このような地域通貨を、代金または料金の支払いに用いることができるのであれば、「支払用カード電磁的記録」ということができ、その偽造は、支払用カード電磁的記録不正作出罪に該当し得る。仮に前述の「おうみ」がICカードに電磁的記録の形で記録されていれば、支払用カード電磁的記録に該当するものと思われる。

もっとも、立案当局者は、「いわゆるポイントカードは、商品やサービスの取引に関連するカードであるが、利用に伴って発生する割引の特典をポイントとして蓄積し、そのポイントの範囲内で代金等の割引を受けることができるにすぎないから、代金又は料金の支払用のカードではない」と解している<sup>212</sup>。したがって、ICカードに記録された地域通貨が、代金等の割引を受ける利益を表しているのにすぎないのであれば、支払用カード電磁的記録とはいえないことになる。しかし、ポイントカードを一律に支払用カードでないと解することには疑問の余地がある。

たしかに、ポイントと景品を交換する形式のものは、これを「支払用」ということは難しいであろう。しかし、ポイントが法定通貨と連動していて、支払いの際にその分だけ割引を受けることができるもの（例えば、購入額100円につき1ポイント加算され、支払いの際に1ポイント1円として割引を受けることができるもの）については、ポイントを現金の代用として代金支払いにあてているのと実質的に等しいのであって、このようなポイントカードを支払用カードでないと解することには疑問があるように思われる。商品の割引をプリペイドカードで受け取るのとポイントカードで受け取るのとは、顧客の側からすれば同じことである。店の側にとっては、プリペイドカードかポイントカードかで私法上の効果や前払式証票の規制等に関する法律（平成11年法律第92号）の規制を受けるかどうか等の違いがあるのかもしれないが、そのことが刑法の支払用カードとして保護を受けるかどうかを分ける理由にはならないであろう。少なくとも法定通貨と連動したポイントカードについては支払用カードと認めるべきであるように思われる<sup>213</sup>。

<sup>210</sup> 報告書 115 頁参照。

<sup>211</sup> 地域通貨おうみ委員会ホームページ (<http://www.kaikaku21.com/ohmi/ohmi.html>) 参照。

<sup>212</sup> 大コメ(井上)5頁。

<sup>213</sup> 2004年6月現在、全日本航空は、同社のマイレージについてICカード型電子マネーとして一定の

したがって、IC カードに記録された地域通貨についても、法定通貨と連動しておらず、特定のサービスや財物とだけ交換できるタイプのものについては、支払用カード電磁的記録とはいえない。これに対して、法定通貨に連動しており、代金決済の際に使用できるものについては、支払用カード電磁的記録に該当するというべきであろう。

現在の地域通貨は、ごく限られた範囲で使用されているにすぎないが、もし将来的に、より広い地域でより一般的に用いられるようになれば、一方で、紙幣類似証券取締法との抵触が今以上に問題となるとともに、他方で、通貨に準じた保護を与えるべきことが論じられるようになるかもしれない。しかし、有価証券や支払用カード電磁的記録の刑法的保護は、十分に手厚いものであって、現行法以上の保護を与える必要性はあまりないであろう。

#### おわりに

以上、通貨偽造罪の歴史、犯罪現象、解釈、および電子マネーと地域通貨の偽造を検討してきた。その結果は、これまでの研究成果の必ずしも十分でないまとめにとどまってしまったが、今後「通貨偽造罪の将来」を考えていくための基礎作業として何らかの意義が認められれば幸いである。

---

汎用性を持たせている。ANA マイレージクラブ Edy カードについて、同社ホームページ(<http://www.ana.co.jp/amc/edy/index.html>) 参照。ポイントは支払用カード電磁的記録でないとする見解に従えば、ポイントが電子マネーに交換された時点で初めて支払用カード電磁的記録になると考えることになるのであろう。

## <参考文献>

- 青柳文雄『刑法通論 各論』(泉文堂、1963)
- 浅田和茂・斉藤豊治・佐久間修・松宮孝明・山中敬一『刑法各論』(青林書院、1995)
- 池享「前近代日本の貨幣と国家」池享編『【もの】からみる日本史 錢貨 前近代日本の貨幣と国家』9-39頁(青木書店、2001)
- 石井紫郎・水林彪校注『日本近代思想大系 7 法と秩序』(岩波書店、1992)
- 泉健子「通貨偽造罪の問題点」阿部純二・板倉宏・内田文昭・香川達夫・川端博・曾根威彦編『刑法基本講座<第6巻> 各論の諸問題』215-228頁(法学書院、1993)
- 井田良『刑法各論【論点講義シリーズ10】』(弘文堂、2002)
- 井原今朝男「宋錢輸入の歴史的意義 沽價法と錢貨出挙の発達」池享編『【もの】からみる日本史 錢貨 前近代日本の貨幣と国家』63-92頁(青木書店、2001)
- 岩原紳作『電子決済と法』(有斐閣、2003)
- 植松正『再訂刑法概論 各論』(勁草書房、第8版(再訂版)、1975)  
(日高義博補訂)『新刑法教室 各論』(信山社出版、2001)
- 内田文昭『刑法各論』(青林書院新社、第2版、1984)
- 大塚仁『刑法概説(各論)』(有斐閣、第3版、1996)  
・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法 第8巻〔第148条~第173条〕』(青林書院、第2版、2001)
- 大谷實『新版刑法講義各論』(成文堂、2000)
- 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、1992)
- 於保不二雄『債権総論〔新版〕』(有斐閣、1972)
- 香川達夫「偽造銀行券をめぐる若干の問題」研修419号9-19頁(1983)  
『刑法講義各論』(成文堂、第3版、1996)
- 柏木千秋『刑法各論(中)』(有斐閣、1960)
- 霞信彦「通貨偽造は『梟』(その一)(その二)」書齋の窓449号4-5頁、450号2-3頁(1995)
- 門倉貴史『日本「地下経済」白書』(祥伝社、2002)
- 木村龜二『刑法各論』(法文社、1957)
- 熊谷丞佑「通貨の偽造・変造」西原春夫・藤木英雄・森下忠編『刑法学6《各論の重要問題》』103-116頁(有斐閣、1978)
- 警察庁編『昭和42年の犯罪：犯罪統計書』(警察庁、1968)

- 編『警察白書昭和48年版』(大蔵省印刷局、1973)
- 編『警察白書昭和58年版』(大蔵省印刷局、1983)
- 小泉輝三朗(礪川全次校訂)『明治黎明期の犯罪と刑罰』(批評社、2000)
- 江家義男『増補刑法各論』(青林書院新社、1963)
- 小暮得雄・内田文昭・阿部純二・板倉宏・大谷実編『刑法講義各論 現代型犯罪の体系的な位置づけ』(有斐閣、1988)
- 最高裁判所事務総局編『平成元年司法統計年報 2 刑事編』～『平成10年司法統計年報 2 刑事編』(最高裁判所事務総局、1989～1998)
- 斎藤信治『刑法各論』(有斐閣、第2版、2003)
- 佐伯千仞『刑法各論(訂正版)』(有信堂、1981)
- 栄原永遠男「日本古代国家の錢貨発行 富本錢から和同開珎へ」池享編『【もの】からみる日本史 錢貨 前近代日本の貨幣と国家』43-61頁(青木書店、2001)
- 佐久間修『刑法講義〔各論〕』(成文堂、1990)
- 「電子マネーの偽造とコンピュータ詐欺罪」『〔事例解説〕現代社会と刑法』234-250頁(啓正社、2000)(初出は現代警察84号(25巻2号)62-69頁(1998))
- 佐々波与佐次郎『日本刑事法制史 続』(有斐閣、1972)
- 佐藤清彦『贖金王』(青弓社、1997)
- 澤登俊雄「ボアソナードと明治初期の刑法理論」吉川経夫・内藤謙・中山研一・小田中聰樹・三井誠編著『刑法理論史の総合的研究』1-22頁(日本評論社、1994)
- 鈴木公雄『錢の考古学』(吉川弘文館、2002)
- 曾根威彦『刑法各論〔新版〕』(弘文堂、1995)
- 大日本帝國議會誌刊行會編『大日本帝國議會誌第3巻』(大日本帝國議會誌刊行會、1927)
- 高橋治俊・小谷二郎編・松尾浩也増補解題『増補刑法沿革綜覧 日本立法資料全集別巻2』(信山社出版、増補復刻版、1990)
- 瀧澤武雄・西脇康編『日本史小百科 貨幣』(東京堂出版、1999)
- 館龍一郎監修・日本銀行金融研究所編『電子マネー・電子商取引と金融政策』(東京大学出版会、2002)
- 田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一・西原春夫・藤木英雄・宮澤浩一編『現代刑法講座 第1巻 刑法の基礎理論』271-295頁(成文堂、1977)
- 団藤重光編『注釈刑法(4)』(有斐閣、1965)

- 『刑法綱要各論』(創文社、第3版、1990)
- 電子マネー実現研究会「電子マネー実現に向けての法的検討」NBL640号6-39頁(1998)
- 中義勝『刑法各論』(有斐閣、1975)
- 長井圓「通貨の偽造・変造・模造・損傷の限界」内田文昭編著『法学基本講座 刑法各論100講』232-234頁(学陽書房、1984)
- 「偽造通貨行使と詐欺罪との関係」内田文昭編著『法学基本講座 刑法各論100講』235-236頁(学陽書房、1984)
- 中村英隆「流通用新貨幣の発行について 欧米の最近の動きを中心に」レファレンス586号1-37頁(1999)
- 中森喜彦『刑法各論』(有斐閣、第2版、1996)
- 中山研一『刑法各論』(成文堂、1984)
- 西田典之『刑法各論』(弘文堂、第2版、2002)
- 西原春夫「画家の創作活動と通貨模造罪の成否」判例評論134号155-158頁(1970)
- 『現代法学全集36 犯罪各論』(筑摩書房、1974)
- ・吉井蒼生夫・藤田正・新倉修編「日本刑法草案会議筆記」『日本立法資料全集33 旧刑法〔明治13年〕(3)』(信山社出版、1997)
- 仁藤敦史「貨幣はなぜ発行されたか? 古代国家と錢貨」国立歴史民俗博物館編『お金の不思議 貨幣の歴史学』208-218頁(山川出版社、1998)
- 日本銀行『平成12年度業務概況書』(日本銀行、2001)
- 日本銀行金融研究所『「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」報告書』(日本銀行金融研究所、2004)
- 編『新しい日本銀行 その機能と業務』(有斐閣、2000)
- 日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編第13巻』(大蔵省印刷局、1959)
- 林幹人「有形偽造の構造」『現代の経済犯罪 その法的規制の研究』103-158頁(弘文堂、1989)
- 『刑法各論』(東京大学出版会、1999)
- 林良平(安永正昭補訂)・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論』(青林書院、第3版、1996)
- 平川宗信『刑法各論』(有斐閣、1995)
- 平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会、1977)
- 平場安治・平野龍一編『刑法改正の研究2 各則』(東京大学出版会、1973)
- 藤木英雄『刑法講義:各論』(弘文堂、1976)
- ポアソナード『刑法草案註釈(下巻)〔復刻版〕』(宗文館書店、1988)

- 法制審議会刑事法特別部会『改正刑法草案 附同説明書』(法曹会、1972)
- 法務大臣官房司法法制調査部編『ドイツ刑法典』(法曹会、1982)
- 編『フランス新刑法典』(法曹会、1995)
- 堀内捷三『刑法各論』(有斐閣、2003)
- 本多博之「戦国・豊臣期の貨幣通用と公権力 撰銭の発生から石高制の成立まで」池享編『【もの】からみる日本史 錢貨 前近代日本の貨幣と国家』113-138頁(青木書店、2001)
- 前田雅英『刑法各論講義』(東京大学出版会、第3版、1999)
- 増川宏一『伊予小松藩会所日記』(集英社、2001)
- 町野朔『犯罪各論の現在』(有斐閣、1996)
- 宮沢浩一「偽造罪の客体」日本刑法学会編『刑法講座第5巻 各論の諸問題』131-150頁(有斐閣、1964)
- 森田宏樹「電子マネーの法的構成(4)」NBL622号33-39頁(1997)
- 森本益之「通貨偽造」中山研一・西原春夫・藤木英雄・宮澤浩一編『現代刑法講座 第4巻 刑法各論の諸問題』109-125頁(成文堂、1982)
- 安国良一「三貨制度の成立」池享編『【もの】からみる日本史 錢貨 前近代日本の貨幣と国家』139-159頁(青木書店、2001)
- 山口厚「電子社会と刑事法」中里実・石黒一憲編著『電子社会と法システム』111-125頁(新世社、2002)
- 『刑法各論』(有斐閣、2003)
- 山火正則「現行『通貨偽造ノ罪』規定の成立過程」神奈川法学26巻2・3合併号251-293頁(1991)
- 山本博文『江戸お留守居役の日記：寛永期の萩藩邸』(講談社、2003)
- 山根英嗣「ちょっと変わった通貨偽造罪」研修652号143-152頁(2002)
- 吉崎正弘『マルチメディア社会と法制度 何が変わり、何が生まれるのか』(ダイヤモンド社、1997)
- 吉田公一「欧州統一通貨ユーロとセキュリティー」捜査研究609号4-12頁(2002)
- 吉田常次郎「通貨偽造罪」日本刑法學會編『刑事法講座 第7巻・補巻 刑法( ) 附・總索引』1443-1453頁(有斐閣、1957)
- 利光三津夫『古貨幣夜話』(慶應通信、1983)
- Konvisser, Joshua B., "Coins, Notes, and Bits: The Case for Legal Tender on the Internet," *Harvard Journal of Law & Technology*, Vol.10, No.2, pp.321-352 (1997)
- Schönke, Adolf, Horst Schröder, u. Theodor Lenckner, *Strafgesetzbuch*, 26. Aufl.(C.H. Beck, 2001)
- Weatherford, Jack, *The History of Money: From Sandstone to Cyberspace*, Three Rivers Press, Crown Publishers, Inc. (1997)